

ディスクロージャー制度における 最近の諸問題について

三井秀範

はじめに

御紹介にあずかりました金融庁の企業開示課長の三井でございます。今日は、このような貴重な説明の機会をちょうだいしましてありがとうございます。

今日は「ディスクロージャー制度における最近の諸問題について」ということで、お時間を若干いただくことになりました。最近のディスクロージャーで企業開示課において今、作業中のもの、

あるいは昨今作業したものといえますと、実は国際会計だけではなく、今パブコメ終了後、鋭意作業中でございますけれども、格付会社に対する規制、それから、売出しの規定の大幅な見直し、といったも実務を大きく変えてしまうということももとの目的があつたわけではないのですが、かなり大きな見直しをします。

それから、細かい話になりますけれども、発行登録制度において細かい見直しをしまして、残高方式ができるようにするとか、法律事項ではありませんが、目論見書を簡素化する、こう

いったものがさきの通常国会、今年の六月に終わりました通常国会に金融商品取引法の改正ということで法律を出させていただいて、それが通過しました。それに基づく政省令、それから、それに直接基づかないんですが、目論見書制度の見直し、こういった制度改正もしてございます。

これにつきましても、できればお時間をちょうだいして説明をさせていただくのがありがたいんですが、かなり技術的なこともありますので、今日は主に、企業開示課から最近、説明の機会が必ずしも多くなかったと思われまます国際会計基準のところの資料を用意して御説明をさせていただきます。したがいまして、最初に二、三分だけ、資料はありませんけれども、その他のことを口頭で、説明させていただいた後、国際会計基準のほうに入らせていただきます。

一、最近のデイスクロージャー 関係の主な制度改正

(1) 目論見書

目論見書、これにつきましては、皆様御案内のとおり二段方式になっています。交付目論見書、請求目論見書、この制度改正を数年前に行つて以来、交付目論見書というのが余り薄くならないといえますか、見やすいものにならない、こういう御批判を投資家サイドからも、それから業者サイドからもいただいています、政省令の改正のみならず、実務（プラクティス）が変わるように、投資信託業界の方々、証券業界の方々と、実際の目論見書のつくり方に至る打ち合わせをずっとこの一年させていただきました。

したがいまして、実際には最初の交付目論見書

のほうは数ページ、一けたの薄いものを渡す。今までの販売用資料ではなくて、交付目論見書を渡せば、かつての販売資料以上のきちんとした内容が入っていて、かつ、それが法定開示資料である、こういうものが扱えるようにしたい、こういうことであります。法令上は、届出書を引用する形ではなくて、開示項目を別途、目論見書の様式を定めるという形で、先般パブリックコメントに出させていただいています。もうすでに証券業協会を通じて、あるいは投資信託協会を通じて、ひな形などの議論に参加していらっしゃる方々もあるかもしれませんが、今申しましたように交付目論見書は数ページ。請求目論見書は、基本的には電子媒体、ウェブページとかEメールといったもので渡せるようにする、そういうことをしやすくするような手当てもしてございます。

(2) 売出し規制等

発行登録制度は残高でカウントするということを入れるだけで大きな話ではございませんが、売出し規制につきましては、今まで均一の条件で五〇人以上に販売・勧誘をしますと、売出しという法定開示がかかる、こういうものだったんですが、この規律が必ずしもプライマリー取引をきちんと法定開示の対象にしていなくて、むしろ法定開示を求めべきような典型的な事案において法定開示をしないで販売されているのではないかと、片や、業者が仕切り売買をするような場合は、本来、同一の価格で流通市場取引、たくさんのお客様さんに売り買ってもらったほうが、投資家間の最良執行義務とか投資家間の公平から考えて望ましい場合でも、四九人ごとに価格を変えて勧誘するという実務があるとの指摘があります。

したがって、本来の制度趣旨に照らすと、やや

変な状態になっているわけです。

そういう問題がありましたて、今回、実態に合わせて、プライマリー取引については法定開示である売出し規制がかかる。実態が流通市場取引であれば法定開示がかからない。海外の証券を日本に持ち込むときには、中間的な形態として情報提供義務、そういう中間的な、法定開示でない簡素な、しかし、お客さんは証券の内容がきちんとわかるような簡単な情報提供制度をつくる。この情報提供制度というのは、金融庁、財務局に法定開示書面を出すというものではありません。お客さんとその情報が伝わるように提供すればいい、そういうソフトな制度です。

そういうことでありまして、説明し始めるとどんどん技術的な話になりますのでこのぐらいにいたしまして、今日のメインテーマであります国際会計基準のほうの話に移らせていただきます。国

際会計基準につきましては、若干の資料を用意してございます。

一、国際会計基準について

(1) 会計基準に関する主要市場の状況

資料1頁をごらん下さい（巻末資料参照）。もう御案内の方が多くかもしれませんが、重要な点は、会計基準は国はつくっていないということがあります。昔は、大蔵省に置かれた企業会計審議会というところで会計基準をつくっていましたが、当時の大蔵省証券局企業財務課というのが会計基準の案を起草していました。今では世界的に、民間の独立した会計基準をつくる専門の団体、会計基準設定主体と言っていますが、そこがつくっています。アメリカですと、資料1頁の右端、FASB（財務会計基準審議会 Financial Accounting

Standards Board) ところが、つづいて、日本では二〇〇一年に設立されたASBJというところがつくっています。EUは、EU独自の会計基準設定主体はありません。かわりに、国際会計基準審議会（IASB）がつくった会計基準を使用しているということになります。

(2) 国際会計基準の概要

この国際会計基準は何でしょうかということなのですが、資料2頁に「国際会計基準の概要」というのがあります。基準の概要ではなくて、正確には基準をつくる人の概要でございますが、一九七三年に、世界の公認会計士、主要な、世界というほど多くはないんですけれども、日本も参加した会計士団体が国際会計基準委員会（IASB）をつくったというのが正式には始まりです。

実は、それよりもずっと前から、一九六〇年

代、ベンソンさんというイギリスの勅許会計士の方をはじめ、当時のヨーロッパの会計士の方々が中心となって、世界の声を反映した世界の国際会計基準というものをつくろう。それはアメリカにも受け入れられるものになければならないという現実を踏まえつつ、アメリカのルールの借用ではなくてみずからつくったものにした、こういう志を持って始められたものです。設立当初から日本は深いかわり合いを持ってまいりまして、ステアリングコミッティーとか、要するに、この委員会を動かす中核メンバーとして、日本は当初から参加していました。一九九三年から九五年には、議長を日本の白鳥先生が務めておられます。

このように、国際会計基準のずっと長い歴史では、日本は深い関与をしていました。したがって、国際会計基準について、アメリカ型の会計基準で黒船が来たというふうに考えるのは、実は過

去を知らない議論でございまして、日本は、一九七〇年代から国際会計基準をつくろうというイニシアチブに積極的に参加しています。

二、会計基準を巡る動向

(1) 日本の動向

資料3頁に、最近の話としてこんな話があるということを、これは御存じの方が多くかもしれませんが、これは御存じの方が多くかもしれせん。ジャパン・プレミアムとかレジェンドという問題であります。先ほど国際会計基準がそのように発展してきたというところで、一九九〇年代まで御説明しました。一九九三年から九五年、白鳥先生が議長を務められていたんですが、そのころ、日本はバブルの崩壊に直面してどんどんデフレがひどくなつていく時期でありました。実は、そのころから日本の国際会計基準に対する意欲と

いうのは急激に下がって、冷めていくということになります。

片や、このジャパン・プレミアムの時期には、金融機関の財務内容の不透明性に対する不安感が広がっているとございまして。とりわけ大きな契機となつたのが会計専門家の方々に聞くよく言われるのが、銀行等における保有有価証券に係る低価法の義務づけの廃止。低価法というのは簿価と時価の低いほうで評価して、時価が簿価より低ければ差額は損失に計上するというところで、時価が下がる方向には完全な時価会計です。実は、この低価法というのは日本では古くから使われていまして、銀行では大蔵省の経理基準で強制されていたわけでございます。そういう意味では、日本というのは古くから、この有価証券については、時価が下がる方向への時価会計を昔からやっていたわけでありまして。

それについて、九八年に、低価法を採用すると巨額の損失を計上することになるので原価法でもいいですよという通達を出したというのが大きなハレーションを起こしました。日本の金融機関には多額の含み損があるのではないかとこの疑念が広がり、ジャパン・プレミアム拡大とか、それをきっかけに日本の会計基準は国際会計基準と随分違うという警告文がつけられるというレジエンド問題が起きてしまいました。これは日本の金融機関だけではなくて、世界の資本市場にアクセスしている製造業やその他の業種を含む日本の大きな国際的企業の資金調達全体に対して、日本の財務諸表は、日本独特の会計基準に従っているので注意してくださいというレジエンド、警告文がつけられたということであります。

これを経験した国際的な日本の企業の方々、会計士界の人たちが大変な危機感を感じてASBJ

というのをつくって世界の会計基準と収れんを図るコンバージェンス、という流れになっていきます。ASBJというのは日本の唯一の会計基準設定主体、民間独立の機関でありまして、民間、マーケットの方々あるいは会計士、作成者ですね、上場企業、いろんな方々が幅広くサポート団体として入っておられるものがございます。

(2) 国際的な動向

そうした中で、国際的にはどう動いていたかということがございます(資料5頁)。先ほど言いましたように、一九七三年に国際会計基準委員会(IASC)というものができまして、実は一九七三年に、IAS一号というのができて以来、次々と会計基準をつくってきたわけでございます。つくっていた人たちの気持ちで言うと、最初是世界的にできるだけ合意の得られやすいものか

らつくつていって、少しでも実績を上げようという
ことで、まずは財務諸表の表示といひまして、
財務諸表をどういうつくりにするんですかという
のを第一号として取り上げたということになりま
す。バランスシートとか損益計算書 (Income
Statement) をつくる、こうというのが最初のプロ
ジェクトであります。

そのときに、財務諸表のつくり方の哲学は何で
すかと、投資家に会社の財務ポジションをできる
だけの確に、フェア・アンド・トゥルーと言われ
ているんですけれども、わかってもらうための
データを提供しましょうということでもあります。
若干ここで議論の対立になりましたのは、欧米の
資本市場、ニューヨーク、ロンドンでは当然のこ
とながら、投資家がお金を出す出さないを決
めるのは財務諸表が大きな手になりますので、
この財務諸表というのはキャピタル・マー

ケットで使われるということが当然の前提になっ
ていました。当時、ドイツ、フランス、日本もそ
うなんですけれども、財務諸表は必ずしも資本市
場のために作られるものとの意識があまり強くな
くて、米、英とはやや異なる発想で会計をつくる
というところがちよつとあつたわけです。

そういうことから、ドイツ、日本、フランス型
の会計の見方、それからニューヨーク、ロンド
ン、イギリス、アメリカのような資金提供者、株
主とか社債権者あるいは債権者の目から見た財務
諸表ということで、中身の具体的なルールはあま
り変わらないんですけれども、哲学にちよつと違
いがあります、そこがこの国際会計基準の出発
点として、これは参加していた人たちの一致した
見解なんですけれども、キャピタル・マーケット
で使える会計基準という考え方で作ろうというこ
とになりました。国際的会計基準がまっ先に必要

となる局面を考えると、国際的なクロスボーダーの資金調達ということになるからです。その意味で、でき上がったIAS第一号は、アメリカ、イギリス的な思想が入ったものであったということでございます。

では、この国際会計基準というのはずっとアメリカ・イギリス型のものだったのかというと、中身は全く違います。例えば、そのころ二号、三号とできていて、三号などというのはコンソリデーション・フィナンシャル・ステートメントといいまして、連結財務諸表のルールなんですけれども、まず連結すべき対象は何か。この根本なんですけれども、大陸型では実質的に支配していれば連結すべき、その活動内容が連結する親会社とかなり違っていても同じ内容のものでも、例外なく連結しましょうという発想です。それに対して、イギリス、アメリカの場合は、特にアメリカは議

決権で形式基準によって決めましょう。あるいは、特にアメリカ、イギリスとも、親会社とかなり違う種類のものについては連結しない、こういうルールが強固にあつたわけでございます。その際は、今の日本の発想と近いんですけれども、圧倒的多数でヨーロッパ大陸型の連結の考え方を持つてこようとか、立て続けにアメリカ・イギリス型の考えを斥け、大陸ヨーロッパ型の会計基準の考え方を採用する具体的なルールが導入されました。

したがって、このころは具体的な基準の案に対してアメリカ、イギリスが反対する、それ以外の多数の国は採用したい、こういう議論が多く起きていたようでした。もちろん、アメリカ、イギリスの考え方が排除されたら成り立たないの、当然のことながら、そのときの資本市場国であるアメリカ、イギリス的な考え方も取り入れて

いるわけでもございまして、要するに一方に偏っているわけではないということがあります。アメリカ・イギリス型、ドイツ型、フランス型、オランダ型、いろんな考え方が入れかわり立ちかわり反映してできていったものであります。そういう意味では、混血基準でございませう。

資料5頁の最初の行に「比較可能性プロジェクト」というのがありますが、これは世界の会計基準でとてもひどいものは排除するけれども、基本的には、アメリカ型の会計処理、イギリス型の会計処理、ドイツ型の会計処理、フランス型の会計処理を並列的に認める、幾つかの会計処理のオプションを認めるというのが当初の国際会計基準のつくりでございました。

そうすると、クロスボーダーで資金調達をする企業が一九八〇年代に猛烈にふえてきまして、それに対して各国当局とも、もうちょっと比較可能

性を高めたいという投資家の声を受けて、比較可能性を高めるというプロジェクトをするべきではないか。その声を受けてIASBは、この重要メンバーの四人のうちに日本も入っているんですけども、比較可能性向上のプロジェクト、コンパティビリティ・プロジェクトというのを始めまして、これが一九九三年にできます。その頃に議長に就任したのが白鳥先生で、かなり完成したんですけれども、「どうですか」とIASBが言ったら、「よく努力したんだけど、そうはいつでもまだまだ差があるよね」というふうに言ったのがアメリカであります。確かにそうなんです。

アメリカは世界中の企業が資本調達のために押しかけていますので、それぞれの国の会計基準でニューヨークの市場に上場したいと陳情しているところが、アメリカからしてみると、アメリカのマーケットでバラバラな会計基準で外国企業

が上場しますと、米国企業も他国の会計基準の中から自社にとって都合のよい基準をチェリー・ピッキングして上場させてくれという声が絶えないわけでございます。SECとしては絶対に譲れない一線として、外国の会計基準よりアメリカの会計基準のほうがより発行体にとっては厳しい基準であるという自負のもとで、それよりも緩い外国の基準で上場を許してしまうと、米国の会計基準自体が空洞化する、こういう危機感があって一歩も譲らなかつたわけです。

したがって、アメリカではずっと長い間、アメリカのマーケットにアクセスするときにはアメリカの会計基準を使わなければ上場させない、公募の資金調達もさせない、私募であったとしてもアメリカの財務諸表を要求するというぐらいでした。そして、国際会計基準を使わせてくれというプレッシャーがどんどん高まってくる中では、

守っているだけではダメだということからか、アメリカのSECは、今度は積極的に攻めに転じます。国際会計基準自体に対して、アメリカの会計基準並みに発行体に対し非常に厳しいものを要求してくれということを言い出したということがあります。

その背景には、アメリカのキャピタル・マーケットでは、――マーケットには売り手と買い手両方必要ですから――、買い手、投資家の力が強いということがあります。投資家の力が強くて、とりわけこの八〇年代は、七〇年代のエリサ法を受けて、機関投資家が急激に成長する時代、それに対応して投資銀行の経済力も飛躍的に増大する時代でございます。そういう中でSECが投資者保護の観点から国際会計基準に対し、投資者の立場に立った厳格なものとするべきというポジションをとったということになります。

そこで、「四〇項目」、投資家にとって投資判断上極めて重要な会計基準、四〇項目のコア・スタンダード、ここだけは改善してほしいというリストをアメリカを初め、世界の規制当局者が集まってIASBに示すという出来事があります。白鳥議長は、そんな越えがたい要求をされても無体だ、無茶だ、こういうことを言ったりもしているんですけども、そうはいつでもやっぱり、とりわけアメリカのキャピタル・マーケットでも容認可能な基準にしないことには話が着地しないということ、白鳥議長が世界中を駆けずり回って、そして新しいプロジェクトを始めます。

資料5頁の四行目に、「IOSCOからIASCへのレター（いわゆる「白鳥レター」）」という二通のレターがあるんですが、これが詳細な要求ですね。規制当局側から国際会計基準委員会への要求になります。これを受けて、Work

Programmeという作業計画を立てまして、これを完成したらIOSCOがエンドースする、こういう合意のようなものをつくって、猛烈にラストスパートをかけるというのが一九九〇年代の終わりです。

一九九〇年代、日本に何が起きていたかというのは、先ほどの絵（資料3頁）で見るとおり、深刻な不況の時代でございまして、このころというのはちょうどWork Programmeに対する関心はさほど高くなかったのかもしれませんが、もちろん、今日ここにいらっしゃっている方は詳しく御存じで、釈迦に説法であれば大変申しわけないんですが、念のためにちょっと御紹介させていただいております。

いろんな滑った転んだがありまして、一九九八年、IAS三九号という金融商品会計が完成して、コア・スタンダードが完成する。それを契機

にいろいろな動きが始まります。まず、SECはこの数値調整、いろいろ今後条件があるにしろ、ここまで来たのでIOSCOのエンドースを条件として、外国企業に要求していた数値調整、要するに外国企業がニューヨークに上場するときには、アメリカ基準にもとづいて財務諸表を一から作り直すか。そうではなくても、母国の会計基準でつくった財務諸表は、米国基準でつくったならばこういう数字になりますよという数値調整表をつくる、要するに、アメリカ基準でもう一回つくり直すようなサプリメントをつけないと上場を認めないということになっていたんですが、その数値調整を廃止ないし削減する用意があるという提案をしました。そして、同じくIOSCOが国際会計基準のコア・スタンダードを承認する。

そのころ、先ほどこちよつと説明を省略したんですが、資料2頁にありますように、二〇〇一年に

国際会計基準委員会から国際会計基準審議会への機構改革が行われています。これも、実は Work Programmeを進めていくプロセスで、今のIASCの形でうまくワークするのかどうかという議論がわき起こっているわけです。

資料5頁に戻っていただきまして、IASC時代は、ある意味で国連方式とでも言えるでしょうか。各国の意向を代表する委員から構成され、その調整に時間がかかることがあり、また、複数の会計処理方法を容認する結論となりがちであるとの批判がありました。そこで母国から離れてプロフェッショナルな立場で独立した判断をするようなボードをつくる必要がある、そういう声が出てきたわけです。それを主張したのは、実はアメリカだったり、イギリス、オランダ、オーストラリア、カナダだったりという国々です。

そのころに、大陸ヨーロッパとアメリカ、イギ

リスといったアングロサクソンの国との間でボードの組織のあり方をめぐって対立が深まった時期があります。日本はその場でどういうポジションをとったかというのは必ずしも明らかではありません。日本もそのときは参加していたわけですが、国内事情はそれぞれ違うところではない時期だったことは間違いないと思います。結果的に、アメリカやイギリスの当局者、あるいは投資家団体が要求しているように、今のIASBというのはアメリカのFASBに近い組織になっております。ただし、ボードメンバーの数は、FASBの五名（二昨年までは七名）と違って、一四名という、昔のIASC、あるいはヨーロッパが主張したようなモデルも残しているという妥協が成立したわけでございます。

その合間を縫って、今度は欧州委員会が、EU域内の上場企業には連結財務諸表に対し国際会計

基準を強制適用するという提案をしたわけであります。こちら辺が国際政治の激しい駆け引きでありまして、IASBの組織形態ではアメリカにわずかながらに軍配が上がったかなというこの瞬間をとらえて、ヨーロッパが自分の域内に強制適用するということ、今度はともえわざのようなことをしてきて、それがきっかけになってIASBというのは、組織の形態はFASBというアメリカのモデルに倣ってというか影響を若干強く受けてきたにもかかわらず、その後、二〇〇五年のEU域内での強制適用にかけてEUの企業と極めて密接な議論をして基準改定をしていくという、EUがIASBの唯一かつ最大のお客、こういう関係に変わります。そこではEUの影響力というのが一定程度高まっていく時期になります。

それをアメリカは黙って見ていたわけではなくて、今度は二〇〇二年にノーウオーク合意といっ

て、アメリカのFASBと国際会計基準審議会（IASB）がコンバージェンスをするという合意をします。その直前には、日本ではアメリカは国際会計基準にそんなに関心ないんじゃないかと。というのは、その直前の白鳥レター、それからWork Programmeで、コア・スタンダードを完成した直後、SECは数値調整を撤廃するかと思つたら、する可能性はあるけれども、まだまだよと言つたとか、かなりミックスな、ミックスというのは硬軟両方の情報がまだら模様で出てきて、必ずしも前向きじゃないという状況だったんです。にもかかわらずノーウオーク合意をしてタイムテーブルをつくつてアメリカ基準と国際会計基準をコンバージェンス（収れん）させるという合意をしたということ、また衝撃のインプレッションを世界に与えることになる。

こうした中で、日本だけ孤立しては大変だとい

うことで、日本も二〇〇五年にコンバージェンスの合意をしている。こういう国際的な激動の時期を迎えます。

(3) EUの動向

資料6頁をごらん下さい。これは、さらに続きまして、二〇〇三年にはEU指令が正式に決まつて、二〇〇五年から域内企業に強制適用される。域外企業に対しても、強制適用をする方針を明らかにします。ここは重要でして、域内企業にIASを強制適用するに当たつてEU域内企業から物すごい不満があつたわけです。シングルマーケットをつくるのはいいんだけど、企業にとつては、ドイツ、フランス、イタリアのそれぞれ自国の基準でつくつた財務諸表を大きくつくり変える必要があつて多大なコストがかつた。それを、この正式決定二〇〇三年からたつた一年半、短期

間の間に強要されて、莫大なコストと労力をかけてみんなスイッチしたわけです。

スイッチしたので、シングルマーケットという目標には一歩近づいたんですけれども、しよせんその時点では、海外の企業は自国基準のままヨーロッパの各取引所に上場を続けていた。そうすると、外国企業はコストがかかっているわけではないわけです。EU域内企業は莫大なコストをかけて、投資家のためにはなるとはいえ作業した。投資家からはもちろん評価されたわけです。EUの企業の財務報告のクオリティーが上がった、よかったよかったですと言われるわけで、そこに上場している日本とか他国の企業の財務内容は依然として不透明だと、投資家はEU企業を褒めてくれたわけですが、EU企業はそれではおさまらなくて、その結果、域外企業もEUに上場する限り同じルールを強制すべきだ、こういう政治的な動きになって、

域外企業に対して国際会計基準を強要するということになりました。

ただ、そこに外交上の配慮を欧州委員会はしまして、全部一律に国際会計基準じゃなきゃいかぬと要求し切ってしまう、これはアメリカ型なんですけれども、それではもたないということで、「同等の基準」という一言を入れて、同等であると認定すればその国の会計基準を使い続けているですよ、そういうフレーズを潜り込ませることに成功したということになります。そうすると、日本は両方選ぶ道があって、国際会計基準にスイッチするという道とコンバージェンスをして日本基準を国際会計基準と同等に高品質であるという認定を受ける、二つの道が与えられたわけですが、日本の世論は、後者の道を選択しました。

したがって、コンバージェンスをしてヨーロッパの市場から締め出されないようにするというこ

とを目標にコンバージェンスを進めていくことになったわけですが、二〇〇五年にCESRという、これはヨーロッパの証券規制当局の連合体ですが、技術的な助言をしました。日本の会計基準と国際会計基準を細かく比較して、重要な違いは二六項目。重要な差異というのは、投資判断に大きく影響を与えるような差異を言いますが、このような差異が二六項目ある、こういう趣旨であります。

これを受けたときに、日本は上を下への大騒ぎになりました、何とかしないと大変なことになる。この時点では、二〇〇七年にこの期限が来るということだったので、二〇〇七年問題と言われていました。二年延びたので、実際には二〇〇九年問題になったわけなんです、この二〇〇七年問題、二〇〇九年問題というのは、会計にかかわる人たちを長く苦しめた厳しい問題だったわけ

あります。

そうはいっても、日本の会計基準は世界の動きとは関係なく活動されている企業もたくさんあるので、なかなかコンバージェンスが進まないというところで、国際的な企業を中心にすごい焦りが出てきまして、二〇〇六年七月、コンバージェンスを進めるんだという企業会計審議会の意見書が出ます。これは関係者の焦燥感のあらわれではなかったかと思えます。

(4) IFRSそのものの適用の急速な広がり

(資料7頁)

その後、さらに動きがどんどん進展しまして、そうこうしているうちにEUがこの同姓評価をやってEU市場にかかわりのある企業はたくさんありまして、フランス、ドイツ、イギリスといったマーケットに上場しているわけですから、そう

いった世界の国々が国際会計基準を考えざるを得なくなったわけです。日本のようにコンバージェンスを進める国もちろんあります。アメリカがそうですし、中国もそうです。片や、アドプションを決定する国もたくさん出まして、今では数え方にはかなり疑問符がついていますけれども、IASBの主張では一〇〇カ国以上が国際会計基準を採用ないし採用しつつあると言われています。

そのカウントの仕方については疑問を投げかける向きもありますけれども、IFRSの使用が広がりつつあることは事実でございます。

そして、その中でアメリカが二〇〇七年の時点で、まず外国企業に対して要求していた数値調整を国際会計基準については廃止する。それから、米国企業に対してもこの国際会計基準の採用を認めるかどうか議論を始めるということを言い出しました。これは、要するにアメリカからしてみる

と、外国企業に国際会計基準を認めると当然、世界各国で活動している米国企業が同じように自分たちにも認めてくれと雪崩を打ってくる。

また、アメリカの国際的企業というのは会社設立の本拠地を問わない気質があるようです。今はデラウェアに設立根拠を持っていますけれども、もし本気になればバージンでもどこでもつくって、外国企業だといって米国でも外国でも活動して構わないという気持ちの米国企業はあります。したがって、SECは危機感を感じて、外国企業だけ開放するというのではおさまらないということで、米国企業に対しても国際会計基準を認めるようにするかどうか議論を始めたわけでありまして、もしこれが実現してしましますと、米国基準が国際会計基準になる。ヨーロッパも国際会計基準が強制適用されている。片や、カナダとか韓国とかオーストラリアとか、既に国際会計基準を採用

したり採用すると宣言している国もありますので、日本だけ日本基準ということになっていると、我が国の市場の魅力、企業の競争力などの観点から大丈夫か、そういう心配が出てきたわけがあります。

そういうことがありまして、このころ、まず東京合意というのがありました。EUの同等性評価をかち取るために、CESRが二六項目、重要な差異があると言った項目は短期にコンバージェンスをする、それ以外の項目は二〇一一年までにコンバージェンスをする、こういう合意をしました。それと同時に、日本企業に対しても国際会計基準の採用を認めるべきである、こういう声が出てきて、企業会計審議会で相当インテンシブな議論をしました。そうこうしているうちに、アメリカでは国際会計基準を米国企業に認めるというロードマップ案が公表されてまいまして、その

案どおりにいけば二〇一四から二〇一六年にかけて米国基準は国際会計基準にスイッチするということになる。こういった中で日本の企業会計審議会の中間報告は取りまとめられたわけでございます。

アメリカのロードマップ案はまだ案のまま一年ぐらいたっています、決まっています。政権もかわったのでいろんな見方があるのかもしれませんが、この案、おさらいですが、早期適用という形で案がもしファイナライズされると任意適用が始まります。それから、二〇一四年から一六年にかけて段階的に強制適用の範囲が広がり、二〇一六年の一月一五日以降に終了する事業年度については、米国基準ではなく国際会計基準でSECにファイリングしなければなりませんというところで、全面的にスイッチする案でございます。(資料8頁)

(5) 国際会計基準委員会財団 (IASCF) の

ガバナンス改革 (資料9頁)

そうした中で、世界が国際会計基準を使うということですので、国際会計基準は先ほど申しましたように、各国の規制当局は全く関与しない、完全な独立した会計基準設定主体なのですが、これに対して独立性を侵害しないようにしつつも、各国の規制当局との正式な連携を構築しようということ、日本の金融庁は欧州委員会 (EC)、米国のSECとIOSCOと共同で、IOSCOのテクニカルコミッテীর東京大会というのが行われたときに、世界の規制当局が日本に集まった機会をとらえて、モニタリング・グループをつくらうという提案をいたしました。最終的にはモニタリング・グループがモニタリング・ボードという形で正式に発足しました。国際会計基準委員会財団の定款改正、そして、この規制当局と財団の

間のMOU (交換レター) が署名されてでき上がっております。

このモニタリング・ボードそのものはもう発足して、既に二回の会合が開催されております。日本のメンバーは金融庁長官ということになります。そういう意味では一九九三年から九五年にかけてIASCで日本の白鳥先生が議長になって、そのタームが終わった以降、急激に日本のプレゼンスは下がっていて、一時期、二〇〇〇年前後はなきに等しい時期があったわけですが、一〇年強たって久しぶりに日本が主要メンバーに戻ってきたという時期になるのかなと思います。当時はバブル崩壊直後で日本の経済プレゼンスというのは高かったもので、四、五人のコア・メンバーの中に日本が入るといことはそれなりのものだったと思います。現状、日本のGDP、世界における比率というのは八%台まで下がってしまっていて、

マーケット・キャピタライゼーションで見ても、日本の東京市場の地位は非常に低いものがあります。

そういう中で、この三極に入っているというのはややでき過ぎの感がありまして、この地位が維持できるかどうかというのは極めて脆弱ではないかと思えます。これは一種、経済力に比例するところもあるわけですし、それからマーケットの力というものに比例するところもあるわけでございます。まして、経済力と市場の魅力、市場の地位というのをいかに下げずに、これを高めていくことによつて会計のプレゼンスも下がることを何とか食い止めていく必要があるかなと思つている次第でございます。

三、企業会計審議会の中間報告について

(1) IFRS適用に向けた基本的考え方と諸課題

(資料10頁)

企業会計審議会の中間報告について、ごく簡単に内容を説明させていただきます。

まず、なぜ日本企業に国際会計基準を適用するんですかと。先ほど申しましたように、世界のマーケットで国際会計基準がほとんど使われるようになりますと、投資家は当然それをベースラインで判断するようになってきます。企業会計審議会でも何人かのマーケットの関係者がこのような話をしていました。「従来は日本基準で外人投資家に説明するのは非常に苦しかったんです。コンバジェンスをしたので最近是一部の投資家は日

本基準の財務諸表を説明しても理解してくれるようになりました」と。

では、昔はどうしていたのかというと、「私たち証券マンは外国に行つて、会社からデータが必ずしも十分にもらえない状況で、日本基準で作成された会社の財務諸表を、自分の努力で米国の会計基準に作りかえるとこういう数字になるんです」という数字をつくつて投資家回りをするといた営業をしていた。この苦しい時代を経験していると、比較可能性というのは単にきれいごとではなくて、体で思い知つた出来事なんです」ということを発言されたメンバーがおられました。ということから、実際このキャピタル・マーケットの現場では会計基準の比較可能性といえますか財務諸表の比較可能性というのは極めて重いことでありまして、それがゆえに一九五〇年代、六〇年代から国際会計基準をつくる動きが盛り上がりつつ

いったのだと理解しました。

そういうことから、世界は国際化基準を軸に動き出すということになると、比較可能性ということとは投資家のお金がどっちに向いて流れるかでありますので、日本企業にも少なくともそういうオプションを持つている必要がある。状況に応じては日本企業、上場企業の連結だけですけれども、国際会計基準で開示をするということがマーケットの魅力あるいは企業の魅力を見劣りしないものにするために必要かもしれない。今決める必要はないんですけれども、そういうときが来るかもしれない。来たときに慌てたら困るということなので、いつでも白紙に戻せるという留保条件をつけた上で、いつでも国際会計基準に踏み出せるような準備をしておいてはどうか、こういうことであります。したがって、ロードマップという具体的なビジョンを示して早いうちから作つて

最初に手を打つ。そうして国際的なしるぎを削る中で、日本だけ後になって慌てることのないようにしよう、こういう趣旨であるわけでございます。

それが資料10頁の下の段でございまして、諸課題、要するに、国際会計基準を日本企業に適用するためにはそれなりにハードルがあります。世界情勢が激変して国際会計基準を適用しないと日本にお金が来ないという事態になってからでは遅過ぎる。準備に何年もかかる。そうなる前に準備はしなきゃいけない。だけど、今の時点でそう踏み切れるだけの条件は整っていない。

典型的には、例えば国際会計基準が日本企業の事業内容、財務結果を適切に反映したものになっているかどうか、あるいは日本から十分な情報発信なり意見を言えているかどうか。向こうがそれを聞いてくれるかどうかということです。そ

れから、国際会計基準が適切な日本語になっているかどうか。それに基づいて作成者、監査人あるいは投資家、アナリストが国際会計基準の財務諸表を的確につくって、監査して、読めるようになっていくかどうか。こういうものがあって初めて国際会計基準が日本企業に適用されるという前提が整うことになるということです。鶏、卵、どっちも前提と結果、手段と目的という関係になるかもしれません。

どっちが先ということはないんですが、その相互は密接に関連することから、こういうロードマップを書くということでもございまして、二〇一二年前後に、世界情勢いかによっては国際会計基準を上場企業の連結財務諸表に強制適用をしたほうが、日本企業にとってあるいは日本のマーケットにとってプラスだという事態は想定され得るので、そういう状況にあるかどうかを二〇一二

年に判断する。そういう状況にあれば、それを判断して踏み切るということは十分にあり得る、こういうものでございます。ただし、例えば、国際会計基準が気に入らないので世界中が背を向けるということになればそんな必要もないわけですから、当然白紙になることはあり得るということでございます。

ただ、現状、会計基準を巡る足元の状況を見ていますと、拡散するのではなくて、より国際会計基準のほうにみんなが向いているような感じがします。アジアの国々は、もう国際会計基準を自国基準化するというところでかなり大幅に動いています。この一年間、その動きが激しく強まっているような感じがいたします。ヨーロッパは、一時期、去年の秋の金融危機のときにヨーロッパ独自の会計基準設定主体をつくらなければならないということをつランスが言い出して、どうなるかと

思ったんですけれども、直近で言うと、その動きはかなり鎮静化しています。これは時々刻々と変わりますので、密接に見ながら我が国なりの戦略を考えていく必要がありますが、先週、今週の状況を見る限りは、大幅に路線を変更しなきゃいけないという状況にはないように見受けられます。引き続き、状況をよく見つつ的確な対応が必要ではないかと思っています。

(2) IFRS適用に向けての諸課題（資料11頁）

IFRS適用に向けての諸課題については少し詳しくブレイクダウンしておく必要があるかと思ひまして、詳しい抜粋版を入れてございます。先ほどいろいろ言いましたけれども、二つ目の黒丸、ASBJの強化というのが大事であります。

ちょっとまた最初の資料1頁の絵に戻りますと、IASBというところが国際会計基準をつく

るんですが、各国との連携をするときには、各国の会計基準設定主体というのを窓口にしていきます。当然のことではあるんですけども、民間団体ですので、彼らは政府を相手にしたくないんです。したがって、彼らが必ず連携する相手というのは各国の会計基準設定主体です。日本ではASBJ、米国ではFASBというのが相手になるわけでございます。IASBはFASBとの間では年四回、金融商品に関する限りは電話会議も入れて毎月と言っています。ASBJとの間でもフォーマルなミーティングは年二回、それ以外にインフォーマルなミーティングを随時開いています。

したがって、このIASBに日本の意見を反映させていくに当たって、ASBJというのは会計基準については日本の外務省に相当する重要な役割を担うこととなります。これまではコン

バージェンス、やや信頼性に欠けるんじゃないかと言われた日本基準をハイグレードなものにするために、日本基準を改定する作業に大半の時間を割いてきました。これからは、そもそも今つくっている国際会計基準に日本の声を反映させるという時期に来ていますので、その面での力も必要になります。よく「ヒト・モノ・カネ」といいますが、ヒトとカネというのがどうしてもここにかかっていくこととなります。国家機関ではないので、民間の方々、会計にこれと思う意欲と能力のある人がASBJに結集されて、それを民間、マーケット全体で財源面でも支えて、この活動自体にもインプットやフィードバックをして支えていく必要があるということでございます。

そういったことを文字でつらつら書いているのが資料11頁の二つ目の黒丸でございます。

それから四つ目、作成者を初めとして関係者が国際会計基準に十分に深い知識、経験を積んでおくということが、実際にこれで財務諸表をつくるためには必要になるということになります。そのため、制度上もちょっと手当てをしようと思っ
ていまして、白丸ですけれども、有価証券報告書の開示部分を一つ増しまして、任意で、ここに書いてありますような国際会計基準に限らないですけれども、日本基準でもいいんですけれども、会計処理マニュアルのようなものをつくってれば開示してもいいというルールをつくります。

というのは、日本基準は比較的長い歴史もあり、慣れもありますし、最近作られた基準については細かくガイドラインを書くルールですので、余り考える必要はないんですけれども、国際会計基準はプリンシプル・ベースということで、判断が必要になります。もちろん、シンプルな営業事

業をやっている会社ですと、判断するまでもなく日本基準のように適用できるものが比較的多いわけです。一部、複雑な事業をやっておられたり、複雑な取引をしていることから判断を要する部分があつて、細則が書いていないことから「そういうプリンシプル・ベースの基準を具体的にどう当てはめるんですか。我が社はこういう活動をしています、これはこういう考え方で、したがつて、こういう会計処理をしました。」というふうに書けば、最もパーフェクトであります。

どこまで書くかというのは任意記載ですので、各社各様だと思えますけれども、書けることを書いていただくということになります。こういうことによつて、他社からも国際会計基準の導入の手がかりになりますし、また、導入した企業にとつても国際会計基準を導入する際に、投資家とのコミュニケーションを円滑にとりながら導入できる

ようにするためであります。

(3) 任意適用(資料12頁)

そして、任意適用の話でございますが、任意適用は今年度から可能でございます。正確には二〇一〇年三月末に終了する事業年度からでございます。一二月一日に金融庁のウェブページに連結財務諸表の改定規則が掲載されています。官報に載るのは来週の一日ですので、正式の公布は来週です。もし御関心ある向きはウェブページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、任意適用の対象等、その概要は、企業会計審議会の中間報告を基本的に踏襲しております。

①任意適用の対象

まず、適用対象ですけれども、上場会社であるということ、それから上場会社の財務諸表のうち

連結財務諸表のみであります。それから、重要なのは、④の国際的な財務活動又は事業活動を行っている。これは、具体的には外国に子会社があつて、その子会社の資本金が二〇億円以上、そういう子会社を海外に一つ以上持っているということでありまして。仮にそれを持っていなくても、海外に上場していてIFRSで開示をしている会社またはその子会社、関連会社であれば、そういう企業も任意適用は可能です。

それに加え、継続的に適正な財務諸表作成・開示をしていること。これは、あまり大きな問題はないと思えます。また、IFRSによる財務報告について適切な体制を整備しているという要件。これについては、いわゆる内部統制のことを言っているわけではありません。単にIFRSをよく勉強してそれを適切にあてはめて会計処理をするということに尽きます。③は、有価証券報告書でこ

のマニユアル等を定めて開示することというのは、先ほど申し上げたことでありまして、今の段階で完璧なマニユアルを要求しているわけではありません。例えば、売り上げ以外は日本基準でやっても国際会計基準でやっても大差ないという会社であれば、売り上げは今まではこういう時点で計上してましたと。例えば、百貨店ですと、リスクを一切負わない取引はすべてグロスで計上していますとか、商社とかもそうかもしれません。が、国際会計基準ですとリスクを負っている部分が売り上げで、全くリスクがないものは代理人として手数料部分が収益になります。そういうものについては、我が社の取引にはA、B、Cの三種類があつて、Aの部分はグロスで計上します、B、Cの部分は代理人としての取引なのでネットで手数料部分、さやの部分を上げに計上し、それ以外は基本的に大差ないんですとか、そのぐ

らいで済む会社はそのぐらいで結構かもしれません。

あるいは、さらにアバウトになると、最低限度、例えばASBJの会員になり日本語でIASBの情報や日本の会計基準についての正式な情報を入力し、セミナーに参加しましたという記載もありません。

②並行開示

並行開示、ちょっとテクニカルになって恐縮ですが、IFRSを適用した年に旧基準である日本基準と新基準である国際会計基準の両方を並行開示する。翌年以降は重要な差異、部分的には数値調整的な数字上の差異も含めてですけれども、重要な差の注記でいいということになります。これはアメリカのロードマップ案に比べて極めて簡素化されています。

③適用するIFRS

適用するIFRSは国際会計基準全体をパッケージでということでありまして、この部分は日本基準、この部分は国際会計基準というつまみ食いはいはしないでくださいということであります。

ちよつと細かい話で、このウェブページに掲載されているものは告示の形で国際会計基準が列挙されています。その文章を読むと、IAS一号から四一号とかIFRS一号から八号とか、ずらつと告示で列挙されていて、今年の六月三〇日までに公布確定しているものという文書が出てきます。それはどうしてかといいますと、この連結財務諸表規則をパブリックコメントに付したのが六月三〇日時点でございますので、日本でのパブリックコメント期間を経たものは六月三〇日まで確定、公表されているものということで、これを暫時載せております。七月一日以降も細かい基

準の改定はございます。

それから、後ほど説明しますIFRS九号ということで金融商品会計が最近改定されておりまして、これについては国内におけるデュー・プロセスの観点から、改めて後日、日本でこれを一覧表に追加するという手続を行わせていただきますので御心配はいりません。排除しているとかいうことではなくて、滞りなく手続が終わればこのリストに追加されるということになります。

④時期

それから、時期は先ほど申しましたとおり今年度末、二〇一〇年三月期の年度の財務諸表からでございます。

年度と聞いていただけますけれども、実は三種類用意してしまして、ちよつと口で言うところとちよつと書いて申しわけないです。ウェブページにはこう

いう絵が載っていますので、(二月十一日に金融庁のホームページに掲載された連結財務諸表規則等についての(別紙二〇)を参照。)もし本当に任意適用されることに関心のある方はウエツページをごらんいただくとカラーの絵がついています。年度からということと四半期からと、どちらからでも採用できますとなっています。三月決算を念頭に置きますと、年度から採用したい人の最短期間は今年度末、二〇一〇年三月末です。四半期報告から適用したい人は二〇一〇年六月の第一・四半期からです。

それから、第三の案も用意してありまして、年度ベースのIFRSの財務諸表を二〇一〇年三半期に初めてつくりたいと思っているんだけれども、完成するのがちょっとおくれそうだという企業のために、六月末の有価証券報告書のノーマルな提出期限には日本基準で提出をした会社であつ

て、そして同じ三月末の決算をフルにIFRSを適用した財務諸表がつくれれば、それを六月の第一・四半期のIFRSベースの四半期報告と一緒に出していただければ、IFRSのルール上は二〇一〇年三月末から適用した扱いで、提出時期は六月期の第一・四半期の四半期報告の期限に出すという形で提出できるようにします。したがって、三種類の移行のし方ができます。

(4) IFRSを任意適用できる企業の範囲

(資料13頁)

このIFRSを任意適用できる企業の範囲、先ほど申しました繰り返しですけれども、④のイ、ロ、ハですね。ハのところは、外国に連結子会社、資本金が二〇億円以上のものがある場合。そうでなくても、イトロで、海外の市場に上場してIFRSで開示をしている会社、子会社、(孫会

社等を含む。)それから関連会社が該当します。

(5) IFRSに対する実務の対応、教育・訓練

教育訓練とか先ほど申し上げた内容でございまして、ページで言うと、資料17頁には、有価証券報告書に特段の取り組みというものの開示例などが書いてございます。

今、日本で会計基準をつくる所はASBJだけです。従って会計基準の細かい議論を聞こうとするとASBJで議論されているもの、これは議論が公開になっていますし、ウェブページでも見られます。これを見るということがまず一番でございまして。これはだれでもアクセスできます。したがって、今、会計基準が改定されるに当たって、すべて重要な会議は公開されていますので、これをご覧いただくことをぜひお勧めします。また、会員でなくてもアクセスできる資料はたく

さんあります。御関心の向きはぜひ一度、このウェブページにアクセスされて、この関係をごらんいただくことをお勧めしたいと思います。会計基準は、世界的に法令ではなくて、この民間がつくっていますので、こういう情報は非常に重要です。

アメリカでいうと、FASBの財源は、アカウンティング・サポート・フィーという形で上場企業をはじめ民間の市場関係者の方々が支えています。すなわち、FASBはアメリカの企業、監査法人、機関投資家、アナリストが多額の財源的な貢献をして支えているというところであります。

IASBについては、日本からも相応のGNPに比例した負担をしております。この中にも多大な寄附金を払って貢献していらっしゃる企業がありということ、高く敬意を表しております。

ASBJは日本におけるIASBやFASBに

対応する重要な機関でございます。これは設立当初、国から若干の補助金が出ていましたけれども、本来、民間が支えるべきということで、ちよっと今話題になっていきます現政権の事業仕分けでも、選挙前に民主党が出された事業仕分けでも、世界の潮流も踏まえて、これに対する国庫補助金は削減される方向で列挙されております。今後は民間の方々に支えていただくということが期待されているものと存じます。

そういうことから、日本ではとかく国がやるという意識が強いかもしれませんが、会計基準も日本では一〇年の歴史、米国やIASB（IAS C）では三〇年の歴史、民間の方々がつくって支えて発展させてきているわけであります。そういった世界、日本での関係者の方々の努力を酌んんでいたいで、もし財務会計基準機構にまだ加入していない方あるいはこの活動に参加されていない方がいらつしやいましたら、積極的に活動に参加されることをお勧めしたいと思います。

四、国際会計基準（IFRS）の特徴

(1) 原則主義（プリンシプル・ベース）

（資料20頁）

少し国際会計基準の中身について時間をいただいて説明したいと思います。よく言われていますのはプリンシプル・ベースの基準ということでありまして、これはいい面でも悪い面でも働きます。要するに、よく最近、本ではプリンシプル・ベースになるので大変ですよ、今まで認められていたものが認められなくなりますよというふうにも言われますが、逆に言えば、認められなかったことが認められるようになるわけでございます

て、これはむしろ正しく使えば、より使いやすい、いいものです。

例えば、本来、売り上げに計上すべきものなんだけれども、ルールベースのもとではたまたまテクニカルに異にひっかかったような形で売り上げに計上できない。本当は売り上げになるべきものが売り上げに計上されない、こういう悔しい思いがあっても、プリンシプル・ベースの場合は、それは売り上げに計上しなさいということになるわけでございます。逆もあるわけです。法律の契約書をちよつと細工して、本来、売り上げにはなっていないような、要するにリスクも何もかもまだ自分のもとにあるんだけど売り上げとして計上してしまおう、こういうことはできないということでありまして、これはどっちにも働くわけでございますけれども、そういう特色があります。

最近の例ですと、減損。「著しく、または、長

引く」価格の下落は減損ですとなっています。日本だと五〇%とか三〇%という数値基準があります。

基準の趣旨は、日本基準でもIFRSでも、著しい下落、あるいは、長引く下落又は大幅な下落があるということは簿価で掲げられている金額だけ価値があるとは言えない状況です。したがって、今それだけの価値があるのかを書いてくださいということですので、別に三〇%か五〇%かが決め手ではなくて、経営者として、やっぱりこれは価値が下がったなというのであれば下がった価値で書いていただくということがあります。

有価証券ではいろいろ議論があるんだと思うんですけども、例えば流行性のある婦人服、仮に定価一〇万円の洋服が売れ残っているとします。

ファッション性の高い婦人服、例えば冬物衣料が春になっても売れていなければ、大幅な値引きは

しないと売れないと思っ
ているのではないでしょ
うか。更に三月末に売れ残
っていたら、一〇万円と
価格をつけたら明らかに
ちよつと高過ぎるという
ことになるのではないで
しょうか。

この洋服の話は棚卸資産
の話でして、減損という
言葉は使いません。低価
法ですので、売れる価格
か簿価かどつちか低いほう
となっています。期末に財
務諸表に載せる数字が投
資家からみて信頼性のある
数字でなければならぬ、過
大な数字を載せないとい
う面では減損も同じでござ
います。一体これは幾らの
価値があるんだろうかとい
うことをプリンシプルに則
って考えていただくという
ことになります。

(2) B/S重視(資料20頁)

それから、もう一つ、バ
ランスシート重視という
特色があります。実は日
本の会計、戦前はバラ

ンスシート会計でござい
まして、株価とか時価が
値上がりしますと、値上
がり益が配当できたとか、
値上がり益に課税された
という時期がありま
すが、戦後、シャウプ勧
告以来、値上がり益に課
税されないというふう
に原価主義会計に変わ
りました。それは、アメ
リカでもその直前に激
しくバランスシート会
計から期間配分会計に
変わりました。GHQの
占領下に、その改定後
のアメリカの会計基準
に強く影響を受けたとい
うことがございます。日
本の長い伝統は、そう
いう意味では損益配分
アプローチなんです
が、国際会計基準は
今、バランスシートに
かなりウエートが置か
れています。

そういうことから、公
正価値を重視するとい
うことと並んでバラン
スシートを重視するとい
うのが言われています。
これも相対的な話でござ
います。会計基準を細
かく見ると相対的にバ
ランス

シートの視点があるなどということでありまして、繰延型あるいは期間配分型の規定は多々存在します。したがって、会計基準を読むときには、両方がまじって、会計基準ができた時期、改定した時期によってニュアンスやウエートの差がある、こういうぐらいたの考え方でごらんいただきたいほうがいいと思います。例えば繰延税金資産・負債というのを計上して、バランスシート・アップローチなのですが、細かいルールを見ていくと、むしろ費用・収益マッチングでないと説明できないような細かい基準がございます。

五、財務諸表の表示比較 (日本基準と国際会計基準)

それから、昨日の新聞にも載っていますが、包括利益が開示されて大変だということがありま

す。やや過剰反応ではないかというのが私の個人的な意見です。これは両論あるので、気にする方は気にすることだと思えますが、まず包括利益は何かということでございます。資料は21頁でございます。

日本基準というと、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書というのが並んでいるわけでございます。上の段です。国際基準は、下の段、現行、今年度からタイトルが変わりまして、損益計算書のことを包括利益計算書、貸借対照表のことを財政状態計算書というふうに表題だけ変わりました。中身も若干違いました、大きな違いは損益計算書のところにあります。日本は売り上げから始まって、費用を控除して、最終的に当期純利益というのがボトムラインになります。

国際会計基準はその下がさらにありまして、当期純利益の下にその他包括利益というのがあって包

括利益。

実は日本の会計基準でもそこに相当するものがバランスシートの中に今でもありまして、例えば有価証券評価差額。その他有価証券に分類された株式などは、値上がり益、値下がり損を有価証券評価差額という貸借対照表に直接計上してあります。為替の勘定もそこに計上されています。これらを全部足し込むと、実はその他包括利益に近い数字が出せます。日本は、バランスシートの中をプロフェッショナルがずっと拾っていくと、その他包括利益というのを自分ではじくり返して算出することができるわけですが、素人目には直ちにはちよつとわからない、こういうことになっていますが、国際会計基準、米国基準では、その他包括利益ということで親切にまとめて書いてあるわけでございます。両方を足し算したものが包括利益ということになります。

その他包括利益の中には、株価の変動とか為替の変動で実現していないものがたくさん入っています。ということなので、その含み益経営をしていると、それが白日のもとにさらされますよというのが恐らくジャーナリスト的な言い方もありません。実は、今の日本の会計基準でも、今申しましたように、バランスシートの中に数字が出ていますので、プロは知っています。知らないのは素人だけです。プロはそういうつもりで、とりわけヘッジファンドはそれを細かく分析して、売り浴びせをかけたとかみんなより早く買ってくるというだけのことです。

したがって、そういう外人投資家の行動は、財務諸表を変えても変わらない可能性があります。むしろ変わるのが多分、一般素人の投資家が今まで知らなかった情報が入ってくることによって変わるということではないかという方もおられま

す。

それから、もう一つ、一計算書方式、二計算書方式という言葉があるんですが、この一計算書方式というのはアメリカが採用しようとしているものでして、収益、費用、そして純利益、その他包括利益があつて包括利益、それまでを一つの計算書で示しなさいという方式です。これに対してはヨーロッパでは抵抗感が強いようです。抵抗感が強いというのは見てくれの問題なんです。達観すれば、一計算書に入つていても、今でもほかの注記とかバランスシートを見れば、ほじくり返して全部洗い出せるものですから変わらないという見方もあります。

更に、もう一つ、IASBのボードメンバーは、私が会ったとき直接こう言っていました。「日本では抵抗あるんでしょうかね」と聞かれたので、「あるかもしれませんが」。それに対して先方

は「ページかえても構わないんだから」と言つて笑つていました。どうということかというところ、資料21頁の左下ですけれども、当期純利益のところページが変わる。売り上げから始まって当期純利益までが一ページ目。二ページ目は当期純利益から始まって包括利益までというつくりでいいんですということなんです。そうだとすると、バランスシートを見ていた人たちが二ページ目を見ればわかるわけですけれども、一ページ目のボトムラインは純利益ですから、一見したところ今と大きくは変わらないということかもしれません。ただ、含み損、含み益が素人にも分かり易くなることをどう評価するのかどうかということはあると思います。

それよりも大事なものは、今でも既にこれらの数字は財務諸表上を分析をすれば分かりますので、現時点では、ヘッジファンドなどのプロ投資家は

それらの数字を見て、その他包括利益を計算して売り買いのポジションを持つている可能性がります。したがって、計算書をどうするかどうか以前の問題として、今でもバランスシート経営というのには必要なのではないかと思われます。

六、国際会計基準（IFRS）と日本基準（慣行）との差異の例

(1) 基準の差異の例（資料22頁）

それから、国際会計基準になるとこんなに変わるんですという本が今、書店にたくさん積んであります。IFRSと日本基準との間には私も気がめいるほどの違いがあるような書き方がしてあるんですが、その大半は細かな事項です。もちろん、経理部門の人は細かく帳簿を処理するに当たって読まれることが必要だとは思いますが

も、すべてが大きな違いではありません。大きな違いが出てくるのは、このうち、1.（研究開発費の無形資産計上）、2.（のれんの非償却）といった限られた事項です。

(2) 慣行の差異の例（資料22頁）

① 減価償却費の計上

それ以外のところは多くの場合、非常に細かいところでありまして、例えば「減価償却が認められなくなりますよ。大変なことです」と書いてある本そのまま字づらんどおり受け取るのはやや正しくありません。実際、米国に上場されている企業の方に詳しく聞いてみたことがあるんですけども、「税法基準で計上していて、SECとの関係でどこで問題が起きますか」と。「まず償却期間。日本基準だと長過ぎるとか短過ぎるといことをSECから言われたことがありますか」と言

うと、「長過ぎると言われたことはない」と言うんです。もちろん、残存価額は日本の税法上、かつては取得価格の一〇％を要求していて、やっとな今度の法人税法改正でそこはなくなったというところがあって、そこは必ずアメリカの場合はリコンシリエーションしていたということですから、償却期間で本当にSECからクレームがついたケースというのはレアケースだそうです。米国基準とIFRSの違いを加味しても、今の日本基準で認められる減価償却期間がIFRSになって極端に変わるというのは誇張かなと思います。

② 売り上げの計上の時期

それから、例えば売り上げの計上の時期というのが違うんだと大騒ぎしている節がありますけれども、本当にそうなんだろうかと私は個人的には思っております。ちょっとこれは資料を用意して

ございませんが、日本基準では出荷基準で計上している会社はIFRSになったら認められなくなりますよと書いてある書物があります。確かに、国際会計基準の収益認識の時期については、リスクがちゃんと相手に移転した時期を実質的に判断するという規定です。したがって、着荷している時点かなと思わせる文章ではありますが、着荷基準とはどこにも書いていないんです。だから、プリンシプルで判断して、リスクが相手に移転した。それもほとんどが移転した時点ということにして、一〇〇％まで移転していなければだめで、九九％ではだめだという基準ではないのです。ですから、そこは常識的に判断して計上することです。

一例を申し上げますと、日本はロジスティックスが非常にすぐれているので、物は当日または翌日に九九・九％届くという会社が多いと思いま

す。そういう会社は三月三〇日に出荷したものは必ず三一日に届いていると思つてほとんど間違いない。ということとは、三〇日に出荷したものは計上できるわけです。三一日に出荷したものは、当日渡して出荷したもののだけ計上すればいいので、翌日に先方に届くという出荷、それは大体、運送会社との間で、「いつ届くんですか」「通常ならいつごろ届きます」と言つて、荷受けをしますからわかるわけです。

ですから、基準上はもうそういうふうに分ければそれでいいわけです。相手に届いていて、相手が自動的にそれを受け取ってくれるという商慣行になつていればですね。もちろん、相手に届いても、相手がその中身を動かしてみても動かなければ突き返してくるといふ商慣行になつていればまた別ですが、ロジスティック上、確実に一日で届いて、相手が受け取れば必ずそれで返品してこない

という商慣行になつていけば、今のやり方が十分通用する可能性はあるのではないのでしょうか。I FRSになつたら着荷現場に自分の従業員を派遣しなければならぬというのはナンセンスでして、それを言うなら今の日本の会計基準でも通らないことになるんです。

というのは、出荷基準でいいと仮に言つても相手に届いていないものは今でも売り上げに計上できないんです。したがつて、出荷したら計上している人が、たまたまそれが全く届いていなければ、相手はそれに対して代金を払つてくれません。払つてくれないものが計上できるはずはないですし、もつと言えば、架空売り上げというものを考えると、「出荷しました」と書いてあつても、出荷したものが自分の隠し倉庫に行つているのであれば、売り上げには一切計上できないことから、粉飾決算で刑事罰が科せられています。

ですから、今は出荷基準で計上できたんですよというのであれば、そういう状況であれば、届いていて代金が請求できる状況であることが確実なので、そのままでも実はIFRSに入っても大きく困りません。逆に、IFRSになったら、現場に行って着荷を見届けなければIFRS上認められないんですよと言われるような会社であれば、今でもその会社は監査を通らないはずです。ことほどさように、やや大げさに言われているところがあります。そういう大変だという声に余り惑わされずに、地道にIFRSの基準書に立ち戻ってコスト・ベネフィットに基づいて冷静に検討するということではないでしょうか。

七、国際会計基準における金融 商品会計基準の見直し

(1) 日本の意見を大幅に受け入れ

最後に金融商品会計について申し上げます。金融危機をめぐっていろんな動きがあつて改定されました。

資料25頁の表をご覧くださいますと「戦略的投資」という部分があります。この戦略投資という部分は、日本の持ち合い株式を念頭に置いて、IASBが日本のために計らった区分です。実は、持ち合い株式はドイツ、フランスもたくさんあります。ドイツ、フランスの銀行は、平均的に純資産と純資産分の保有株式の価格で比較すると、日本だと例えばメガバンクでも二倍ぐらいです。ヨーロッパの銀行は三倍、四倍持っています。し

かも、それは大半がトレーディングではなくて、その他有価証券です。したがって、ドイツ、フランスの銀行というのはいっぱい持ち合い株を持っています。実際にドイツには直接行って幾つかの方々に聞いてみましたけれども、コンツェルンは崩れたけれども、持ち合いはいっぱいある。七%、八%ぐらいの持ち株比率の持ち合いはいっぱいある。そういう意味では、日本の金融機関の持ち合い比率より高いぐらいです。

ですが、実はヨーロッパから戦略的投資区分創設の声は激しく上がらなかったようでした。最終的にこれにすごくこだわったのは日本だけです。これが入ったということで、アジアの国々からは、アジアのいろんな国から上げた声はほとんど通らなかつたんだけど、日本から言った「戦略的投資」というものだけが通りましたよねということ、日本はうらやましいなというねたみの

声は今わき上がっているという状況があることが第一点。

(2) 株式の取扱い (資料26頁)

それから、米国は、すべての株式を時価評価して評価損益はP/L(損益計算書)に計上するという極めて完全時価会計の案が今出ています。したがって、アメリカの会計基準と国際会計基準と違うのはかなり違ってまして、時価会計色が一番強いのは国際会計基準ではなくて米国基準です。国際会計基準というのは、そういう意味ではミックスなんです。ということを中心に片隅に置いていただきたいと思います。

(3) 債券の取扱い (資料27頁)

それから、債券。国債が売られると大変だと大騒ぎになりました。要するに、時価会計になると

いう大騒ぎがあつたんですが、日本の国債保有について、ビジネスモデルがこういうものであれば償却原価でいいですという判断をもらつています。ビジネスモデル判断ですから、何もかにもとということではありません。まさにトレーディング目的で持っている国債は毎期待価評価。

片や、満期まで必ずしも持つものではないけれども、まさに金利差をねらつていくようなもの、そういうキャッシュ・フローを回収することを目的とするビジネスモデルで保有しているものであれば償却原価区分。したがって、銀行が預入超過で、預金に比べて貸し出しが少ないので、その差額の部分は恒常的に国債に投資して利ざやを稼ぐ、そういうビジネスモデルで持っているというものは、たまたまポートフォリオの調整のために満期前に国債を売ることが相次いだとしても、償却原価区分に区分できるということです。

それから、アプリケーション・ガイダンスというのが出ていまして、それ以外にインフレーションにリンクする債券あるいは変動金利の債券、こういうものも償却原価に分類できます。片や、デリバティブが組み込まれている証券化商品的な債券というのは公正価値評価になるということになります。繰り返しになりますけれども、インフレーション連動型の債券あるいは金利変動型の債券、これも償却原価に分類されるというふうにアプリケーション・ガイダンス上は書かれています。変動金利付債券について、デリバティブがついているものの中で、キャップとフロアというのがあります。金利がこれ以上にならない、これ以下にならないというキャップとフロアがついているものについては、キャップやフロアというのはオプションがついているということです、それでも償却原価に区分できるということになつて

います。

ですから、かなりデリバティブ性の強いもの以外は償却原価に分類できるということになっていきます。償却原価に分類できないものというのは、確かにこれはデリバティブ性が強いなというものが書いてありまして、変動金利のインバースというものがありまして、世の金利が上がれば債券の金利も上がるとというのが普通の変動金利の債券ですが、世の中のマーケットの市中金利が上がれば債券の金利は下がるという逆方向のもの、これはデリバティブなのでデリバティブとして処理してください、こんなガイダンスがあります。あるいは、転換社債ですね。これは転換権部分というのがエクイティーのオプションですので変動金利債とは言えないでしょうか、そういうデリバティブ性の強い部分については、これはデリバティブなので公正価値評価です、といった話がございま

す。

八、結び——国際会計基準に係わる企業とその他の企業

最後の結びでございしますが、全体のポジション、国際会計基準というのは恐らく今後、世界情勢が変われば別ですけれども、現状ですと、日本の会計基準もこの国際会計基準のコンテクストの中で考えていく必要があります。したがって、国際会計基準に収れんしていくという動きの中で日本の会計は考えていく必要があるというか、考えざるを得ない国際情勢にあると思います。すべての日本の会社の会計が国際会計基準に振り回される必要はないと思っております。振り回されるというか、振り回すように頑張らなきゃいけないという部分と、余り関係ないんですとい

う二つの部分に分かれるのかなと思っております。

今の私どもが考えておりますルール上は、資料29頁の①上場企業、②金商法開示企業の連結財務諸表のうち更に小さく囲まれている部分です。ね。

ここだけ国際会計基準が任意適用できます。将来的に、仮に国際会計基準を強制適用しようという話が出てくるとしても、上場会社の連結だけです。どんなに広がってもこれ以上広がることはありません。ですから、①上場企業の連結以外の部分というのは、国際会計基準が直接的に強制適用されることは未来永劫ないと思っております。時々、コンサルティング会社が「いや、中小企業も国際会計基準になるんだぞ」とかいろんなことを言う人がいますけれども、絶対になりません。まず、中小企業に国際会計基準を適用するなんていうのはナンセンスなんです。そもそも基準づくりの目的と合っていませんからあり得ないんで

す。したがって、もしそういうことを言う人がいたら、その人のコンサルティングは受けないほうがいいということになります。

それから、もう一つ、まず連結からいきます。連結は、資料の（上場企業及び金商法開示企業）に係る日本基準の部分は日本の連結の会計基準なんですけれども、その中の一部の企業が国際会計基準を任意適用できますので、この中で余り違いがあると投資家は混乱します。したがって、この会計基準というのはコンバージェンスが進むということになります。ただし、このコンバージェンスというのは去年までのコンバージェンスと今後のコンバージェンスは違います。去年までのコンバージェンスは、先ほどの資料の初めのほうにありましたけれども、EUの同等性評価という問題があって、日本の会計基準は何か不運な出来事があった、レジェンドがついたりとか、若干品質

が悪いと言われ、そこから晩回するための道筋でしたし、日本が出ていったときにはもう決まっていた会計基準とコンバージェンスするという話だったので、日本としては余り国際会計基準を変えろと言っても、日本ではIFRSを使ってもいいませんし、なかなか苦しい闘いだっただけです。

去年、今年ぐらいの論争というのはそうではなくて、まず日本は国際会計基準と同等だという欧州委員会の決定がありました。これは諸先輩の方々あるいは金融市場、会計関係者の方々の大変な御苦労と努力の結果、やっとかち取ることができたことであります。我々後輩としては非常に感謝している次第です。それがまずできたということ。それから、さらには、今あるコンバージェンスというのは、今ある会計基準の違いをなくすということではなくて、アメリカ基準、国際会計基準、それぞれをガラガラポンして新しい基準をつ

くるといふプロジェクトなんです。だから、アメリカ基準と日本基準と国際会計基準のどれをとるかという議論をしているわけではないんです。今ある基準を全部ガラガラッと捨てて新しい基準をつくらうというプロジェクトです。したがって、新しい基準をつくるプロセスで日本の声をどう反映させるかということになるわけでございます。

ちよつとさっきの例で言いますと、資料25頁に示してありますように金融商品会計、分類を減らすんですけれども、単純に減らすわけではないんです。正確に言うと四つなんですけれども、ここで言うと三つあった分類を二つにするときに、一つあるその他有価証券という区分を機械的に削ったわけではないんです。分類をする哲学、仕方別の分類の仕方が償却原価であったり、あるいは株で言うと戦略的投資という新しい切り口で

す。その新しい切り口だったので、日本の声がそこにもうまく盛りこまれて入ったということであり
ます。

したがって、これから言うのと、新しい基準をつくっていくので、そこに日本として、こっそりなのか大つぶらになのか、日本の考え方を反映させていくという努力が大事になります。そういう意味でのコンバージェンスを進めていくということになります。ここはそういう国際的に共通な会計基準をつくろう、日本のキャピタル・マーケットを世界に負けないようにしていくという考慮が働くわけですけれども、それと日本基準の間でダイナミック・アプローチという考えをとろうとしています。一言で言うと、ある瞬間瞬間を単体と連結の会計基準が違っていいということですから。従来は、単体と連結の会計基準は全く一緒じゃなきゃいけないということですが、違っていい

てもいい。ただ、違っているというのは、ダイナミックに会計基準が変わっていくので、その瞬間その瞬間は変わっていかざるを得ないだろうという理屈で説明しているということです。

昨年、このことを「連結先行」といったものだから、単体の会計が自動的に連結の会計と同じになるというふうに理解され、「大変だよ。国際会計基準、黒船が攻めてくるよ」、そういうフレーズもあるわけですが、必ずしもそうではありません。ダイナミック・アプローチですから、いろんな基準が変わっていく中で収れんは目指す。しかし、自動的に単体が連結と同じになるわけではありません。

もう一つ、今まではEUの同等性評価なるものがあった、かつては目立たない形で入っていましたけれども、日本基準の中に簡便法といった形で、日本の企業実態を考慮した会計処理を認めて

います。例えば退職給付会計であれば、中堅中小企業向けの簡便法が使えますといって、事実上かなりシンプルな会計処理ができる方法、日本的な会計処理ができるような方法をつくっています。

それ以外には退職給付信託といった仕組みもあります。こういうものはどの程度大っぴらにするかというのは、それぞれの会計基準ごとによく考えて判断する必要があるんですが、当然、今までもこういうものがビルトインされているわけですが、常に資料29頁の図の下から上まで（上場企業、金商法開示企業、会社法大会社及び④その他の株式会社）全く同じでなきゃいけないということはないんです。ニュアンスなり差異をつけることができます。

それから、今でも中小企業会計指針というものがあって、これはかなり原価主義的な会計です。従来型のもので。これまでは中小企業会計指針

も正式な日本の会計基準に近づける努力をしましたが、それでもかなり日本的です。これは、過去の日本基準がちよつとなという反省があつてやったわけですけれども、今後はこれをむやみに新しくする必要があるのでありません。したがって、これも是々非々であつて、国際的なことをどうしても意識しなきゃいけないのはこの部分（単体の日本基準の斜め線の上の部分）です。この部分を処理するに当たつて上場企業の単体が余り変更されると困るといふ事情があれば、連結と単体の関係はダイナミックに考えていく。このところ（単体の日本基準の斜め線の下の部分）というのは、その上に自動的に引つ張られる必要はないわけです。さらに、ここ（単体の日本基準の斜め線の下の部分）というのは日本なりの基準づくりができる。だから、誤解を恐れずに言いますと、（単体の日本基準の斜め線の下の部分）と④そ

他の株式会社で中小指針を採用する企業)の部分というのは、日本として会計基準をよりよくするという考え方で考えてもらいましょう。ただし、ここ(単体の日本基準の斜め線の上の部分)

というのは国際的な視点は絶対に必要です。日本だけ鎖国というわけにはいけません。そういう中で幾つかの工夫をして、中小企業が困らない、国際的な嵐の中で沈没しないようにする。

片や、上場企業であれば、日本は独特の会計基準を使っているので投資対象として不適合だと思われないように国際的な時流にしっかり乗っている。そういうのをこういう形で考えていくというのが今後の課題です。会計基準を最終的につくるのはASBJですから、具体化するのASBJですが、もしこういう考え方が皆様の間で共有できれば、それがASBJでの具体的な会計基準に反映していくということになると思います。

大変時間が超過してしまつてすみません。私の説明は以上でございます。ありがとうございます。(拍手)

高橋理事長 三井課長、どうもありがとうございます。会計基準という大変重要な問題、特に国際会計基準とのコンバージェンスという問題につきまして、その経緯でありますとか、ごく最近に至るまでのいろいろな動きについて、大変丁寧にわかりやすく御説明をいただいたかと思えます。

時間は過ぎておりますが、もし御質問等ありましたら、ちよつとお時間をいただいております。この機会だと思いますが、いかがでしょうか。この機会について御発言をいただきたいと思えます。

任意適用というのは、もう来年の三月に終了する年度ですから、すぐ目の前に迫っているわけで

すけれども、それに対して相当準備の進んでいる企業がかなりあるのかどうか。会計監査あるいは経理担当者だとか、いろんな準備が要るんだらうと思いますが、どんな状況でしょうか。

三井 各社各様だと思います。任意適用ですから、こうしてくれということではありません。各社の戦略なりで、私どもにもいろんな相談がございますので、かなり代表的な会社が内々考えておられるのかなというふうには受けとめております。やり方も各様でして、ターゲットの年度を決めて全社で取り組んでいるという会社から、例えば国際会計基準が既に強制適用されているヨーロッパの拠点でまず実験をして、実験をして公表しなければ初度適用ということにならないので、その出来具合を見て、手直しをした上で本社、全世界的に適用するということを考えておられる会社もあるようです。

個別に聞きますと、「外向けには言っちゃいけないんですけど」と言いながら相談される会社が結構おられますので、潜在的にはかなり検討されている風情があります。外にコミットするときは、恐らく会社としてある程度、目鼻がついたときにしたいということなのかなと感じております。

高橋理事長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

質問者 一つお伺いしたいんですけれども、例の金融商品の基準の見直しのところで、日本以上にある意味ではドイツ、フランスが戦略投資の部分がある。そういったこともあつてなのかもしれないけれども、この採用について、結局ヨーロッパのほうは採用時期をおくらせるということになつていくかと思うんですが、その辺、まだ十分だということなのでしょうか。

三井 ヨーロッパの状況は、「遅らせる」という

意味は、アクセレーテッド・エンドースメント・プロシージャ（加速的承認手続）をとらないで、通常の手続をとるといふふうに決めたというのが正確です。この国際会計基準というのはEUレギュレーションといまして、EUレギュレーションで決めると、各国の国内法の手続なく直接適用されるという規則で会計は決まります。したがって、エンドースをするに当たっては、直接適用させるために複雑な承認手続をとられるようになります。そのための通常の手続が二カ月以上かかると言われています。この会計基準を加速的に承認することができて、そうすると、今頑張れば年内に承認できるという特例手続があるんですが、その場合には、例えばということ緊急事態とかマイナーな技術的な変更ということが例示されているようにして、全会一致であれば加速的な緊急

承認手続がとれるということになっています。

聞くところによりますと、政治的にいろんな思惑があつて、緊急手続に反対するという意向を示した国があつた。そうすると、全会一致がとれないということが明らかになったので、テーブルに載せないという判断をECがしたと聞いています。EFRAGというコミットロジ手続の中核となるヨーロッパの会計基準の諮問委員会は賛成という投票をする直前だったそうでございまして、ECから賛成承認という決議をとめられたということのようでございます。

通常手続に入りますと、今のEUの委員、欧州委員会の任期が一月で切れてしましますので、今から二カ月の手続を進めるのは手続の途中で新体制になってしまうということで実際の手続は二月以降にならないと始まらないようです。そのため理屈づけかもしれませんが、区分と測定

以外に、ヘッジ会計とローンの減損という日本の貸倒償却に相当する基準がございまして、それらとセットでエンドース手続をするというふうには説明していません。

次に株の時価会計の問題かどうかという点については、大陸ヨーロッパでは日本以上に戦略というか持ち合い株式が多いんですけれども、株はフェアバリューで当然だろうというのが彼らのリアクションで、「株価が下がって、しかも下がりがあいは日本よりも大きく下がった時期があるので大変だったでしょう」と言ったら、「本当に大変でした。多額の減損を計上しました」ということだったんですけれども、「じゃ、株の時価会計について議論があったんでしょうね」と言ったら、「いや、株は時価しかないからしょうがないでしょう」とみんな言うわけです。

債券については別の議論がありまして、債券は

満期まで持っていれば貸倒引当額を予想すれば金額が見積もれるわけです。一〇〇元本があつて、償還額一〇〇です。貸し倒れが例えば一五予測できる。保守的に見積もっても二〇だということであれば、クーポンもあるわけですけれども、八〇ないし八五は必ず回収できるという自信がある。ところが、マーケットは、証券化商品のマーケットが消滅してしまうので、それを売りに出すと、八〇から大幅にディスカウントした価格じゃないと投資銀行はとってくれない。ひどいケースだと一セントだったら取ってやると言われる。

そうすると、日本の会計基準は違うんですけれども、国際会計基準の場合は、マーケット・インプットをより優先するというルールがありますので、ローンは売らないつもりですから満期まで持っているという確信と予定と能力があれば、八〇以上は必ず計上できる。恐らく八五はベストエ

ステイメートだという場合でも、投資銀行は、「これでもしマーケットに出ていたら一セントです」と言われたら、一セントの値段をつけなきゃいけないというルール、これは日本とかなり違います。

もしそうだとすると、とんでもないことじゃないかというのが騒ぎの発端で、そういう場合には本来、合理的な見積りもりの八〇なり何なり、あるいは八五なりで計上でできなきゃいけないのではないのかというのが米、欧でおきた議論で、ルールの欠陥ではないかと。それについては、去年の秋、それなりのガイドラインが出て、その八〇というものがきちんと根拠があつてつくれるものなら、それで開示していいです。レベル3と言われているものですが、そういうルールが整備されたということになります。

現在、そこで今の問題、アクセレーテッド・プ

ロシュージャーをとらない理由というのは二つぐらい、これは推測のようですが、一つは、新しい基準であるとして、そうはいっても純損失が減る。減ることの意味は、まず株でいうと減損が適用されない、売却損が計上されない。配当金は計上できますので、含み損を抱えている株の減損がなくなるとすれば、大幅な損失計上を免れることになりま

す。(資料27頁)

それから、もう一つ、証券化商品、債券で言いますと、先ほどの償却原価の区分、このルールがそうなんですけれども、償却原価というのは満期保有ではないんです。今まで満期保有がそのまま償却原価区分になるわけではなくて、その他の区分がたくさん償却原価になります。そうすると、金融機関の自己資本比率規制、バランスシートで見えますから、償却原価区分に入るとスムーズにングされて、価格が下がっていても反映しなくて

いい場合があるわけです。したがって損失が減る。

その二つがあるので、アクセレーテッド・エン
ドースメント・プロシージャをとるべしという
声が一時期盛り上がったわけです。その時点では
確かにそうだったんですけども、証券化商品の
価格が回復したり、償却は償却で手当てができた
りとかして、どうしても急いでこの新しい基準を
適用して損失を減らす、そういう切迫した事情が
なくなったようであります。

そうすると、今期に適用してくれないと損失が
大幅に膨らんで困るといふ銀行がなくなった中
で、政治的な駆け引きが出てきたという推測もあ
るようです。例えば、ローンの減損についてはも
うちょっといろいろ言いたいことがある。そうす
ると、IFRS九号を人質にとっておきたいとい
か、IASBの次期議長をだれにするか。例えば

ヨーロッパから出したい。そういったもろもろの
ことがあって延びたと推測する人もいるよう
です。いずれにしても関係者の推測ですので、不確
かなものだということで御承知おきただけ
だと思います。

高橋理事長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ございませんでしょうか。

質問者 この国際基準でした会計で、課税の申告
はこの国際会計基準で申告できるものなんでしょう
か。

三井 これは重大問題でございまして、今回の連
結財務諸表規則では、単体は少なくとも今年度末
は国際会計基準ではなく日本基準で願いま
す、こういうことになってございます。資料ですと
12頁でございまして、これは中間報告の資料です
けれども、この内容が今の連結財務諸表規則に
なっています。その心は、課税標準、法人税の間

題があるので慎重に考えたということでございます。二つの可能性がありまして、今でも会計処理方法は複数選択できる基準があります。例えば昨年まで、LIFO、後入先出法を使いますと、仕入価格が上昇しているプロセスでは、総平均法を使っている会社よりも利益は小さく出ます。課税上はそれを受け入れていますので、後入先出法の会社と総平均法の会社で大きく課税額が違う結果になっていましたが、かつては課税当局はそれの問題にしていなかった。もっとも昨年問題にしたので課税ルールは変わったのですけれども。国際会計基準でつくって出てきた純利益と日本基準でつくって出てきた純利益も、しよせん会計処理の選択と同じだというふうに税当局が整理すれば、そこから課税計算が始まって、税額が違うのは後入れ先出しと先入れ後出しの違いと似たような話という整理になります。

ただ、それだけではどうも済まない空気がある。例えば、当方から言うくと、国際会計基準によつて課税所得を計算してしまった結果、税金がふえるという場合はどうしようか。それでもいいやということであれば、多分、税当局はそれでいいという可能性があります。逆にそれによると課税所得が相当減ってしまうという場合に、課税当局が黙っているかどうかという心配もあるわけです。例えば、納税者のほうから見ると、IFRSで単体をつくって課税所得が大幅にふえる場合にはその増えた課税ベースで計算され、減る場合には税法が手当てされて日本基準並みの課税所得に計算し直させられるということになると、納税者としては困るということになります。こういった点もふまえながら来年以降もうちょっと議論ができれば、任意に企業が単体も選択できるようにするかしないかという議論もしてみたいと思つて

います。

高橋理事長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。—それでは、大分時間を超過して熱心に御説明いただいてありがとうございます。三井課長には大変お忙しい中、今日来ていただきまして心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

（みつい ひでのり・金融庁総合企画局企業開示課長）

（本稿は、平成二十一年一二月四日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

三井秀範氏

略 歴

東京大学法学部卒業。1982年司法試験合格。1983年大蔵省入省。1990年司法修習修了。2001年スタンフォード大ロースクール卒業（法学修士）。金融庁総務企画局信用制度参事官などを歴任後、金融庁総務企画局市場課長を経て、2007年7月より現職。

主な著書は「一問一答 金融商品取引法」監修(商事法務)、「課徴金制度と民事賠償責任」編著(金融財政事情研究会)など。

「ディスクロージャー制度における 最近の諸問題について」

2009年12月
金融庁総務企画局企業開示課長
三井秀範

会計基準に関する主要市場の状況

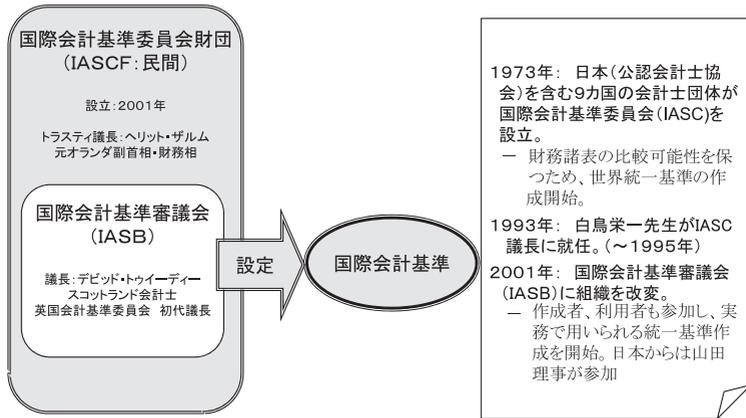
	日 本	E U	米 国
証券当局	金融庁	欧州委員会 (各国証券当局)	証券取引委員会 (SEC)
会計基準 設定主体 (民間)	企業会計基準委員会 (ASBJ) (2001年設立)	国際会計基準審議会 (IASB) (2001年設立)	財務会計基準審議会 (FASB) (1973年設立)
会計基準	日本基準	国際会計基準 (IFRS) (2005年1月~)	米国基準



- ・国際会計基準 (IFRS: International Financial Reporting Standards)
- ・国際会計基準審議会 (IASB: International Accounting Standards Board)
- ・企業会計基準委員会 (ASBJ: Accounting Standards Board of Japan)
- ・米国財務会計基準審議会 (FASB: Financial Accounting Standards Board)

(案) 国際会計基準 (IFRS)
2010年より容認
2014~16年に上場企業に強制適用すること
を2011年までに決定

○国際会計基準の概要



2

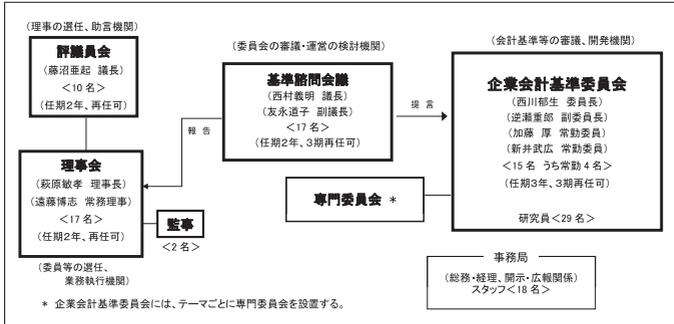
会計基準を巡る動向①

- 1997年秋 ジャパン・プレミアム発生
- 1998年3月期 金融機関が保有する株式への原価法の適用
(大蔵省銀行局通達の廃止 (低価法が義務付けられていた金融機関の保有する上場有価証券について原価法が使用可能に))
- 1998年秋 ジャパン・プレミアム再拡大
- 1999年3月期～ レジェンド問題
(日本企業の英文の開示資料等に添付された監査報告書に「日本基準により作成された財務諸表であり、国際基準とは異なる」等の注意喚起文)
- 1999年度以降 会計基準の見直しの進展
- 2001年7月 財務会計基準機構[企業会計基準委員会 (ASBJ)]設立

3

(財)財務会計基準機構 組織図

平成 21 年 6 月 1 日現在



4

会計基準を巡る動向②

IFRSを軸としたコンバージェンス、IFRSそのものの適用に向けた動きの開始

- 1987年3月 IASC : 比較可能性プロジェクト開始(米Waters議長、白鳥先生等がメンバー) (~1993年完成)
- 1993年 IOSCOはIASCに対し、40項目のコアスタンダードのリストを提示
- 1994年4月 米SECが外国企業にIASの一部の使用を容認する規則案を提案
- 1994年6月 IOSCOからIASCへのレター(いわゆる“白鳥レター”)
- 1995年7月 IASC “Work Programme 1995-1999”
(← IASCがコアスタンダードを完成すればIOSCOがエンドース)
- 1998年12月 コア・スタンダードの完成(IAS39号の完成)
- 1999年2月 SECスタッフによる外国企業に対する数値調整の廃止or縮減の提案
- 2000年5月 IOSCO(証券監督者国際機構)がIFRS(国際会計基準)を承認
- 2000年6月 EC(欧州委員会)がEU域内上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用するイニシアティブを発表
- 2001年4月 IASC(国際会計基準委員会)をIASB(国際会計基準審議会)に改組
- 2002年10月 IASBとFASB(米国財務会計基準審議会)がコンバージェンスに合意(ノーワーク合意)
- 2005年1月 ASBJ(企業会計基準委員会)とIASBがコンバージェンスに合意

5

会計基準を巡る動向③

- 2003年7月 EU指令公表
(EU域外上場企業の連結財務諸表にIFRS又はこれと同等の基準を強制適用)
- 2005年1月 EUが、域外国の会計基準の同等性評価を開始
EUが域内上場企業の連結財務諸表に対しIFRSを適用
- 2005年4月 米国SECが「ロードマップ」公表
(米国市場に上場し、IFRSを適用している米国外企業の数値調整の廃止等を目指す)
- 2005年7月 GESR(欧州証券規制当局委員会)による「技術的助言」
(日本基準について、「全体としては同等」としつつ、26項目の重要な差異を指摘)
- 2006年2月 FASBとIASBがコンバージェンスについてMOU(覚書)を締結
(2007年末までの達成目標を設定)
- 2006年7月 企業会計審議会が意見書「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」公表
(コンバージェンスへの積極的対応を表明)

6

会計基準を巡る動向④

IFRSそのものの適用の急速な広がり

- 2007年8月 米国SEC、米国企業に対しIFRSそのものの適用に関するコンセプトリリースを公表
- 2007年8月 ASBJとIASBが「東京合意」公表
(2008年末までにEUの同等性評価における重要な差異(26項目)を、その他既存の差異を2011年6月末までに解消等)
- 2008年10月 企業会計審議会企画調整部会においてIFRSの適用についての議論を開始(4回(10月、12月、2009年1月、6月)の審議) ~
- 2008年11月 米国SECがIFRS適用に向けたロードマップ案を公表
(2009年11月現在、決定に至っていない)
- 〔 ・ 2010年1月以降に提出される財務諸表についてIFRSの適用を容認
・ 2014年から米国内企業にIFRS適用を義務づける是非について2011年までに決定 〕
- 2009年6月 企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」の公表
(国際的な活動を行う上場企業に2010年3月期以降、IFRSの任意適用を容認)

7

米国証券取引委員会によるロードマップ案の概要

- 2008年11月14日(金)公表 (案の公表は、8月27日に議決)
- 内容は、米国公開する米国企業に対し、国際会計基準(IFRS)の使用について
 - ・一部公開企業には、2009年度からの早期適用を容認
 - ・その他公開企業への強制適用(2014年度から段階的)の是非を2011年に決定。
 - 本ロードマップ案は、そのための要件(マイルストーン)を提示。

2009年度財務報告からの早期適用

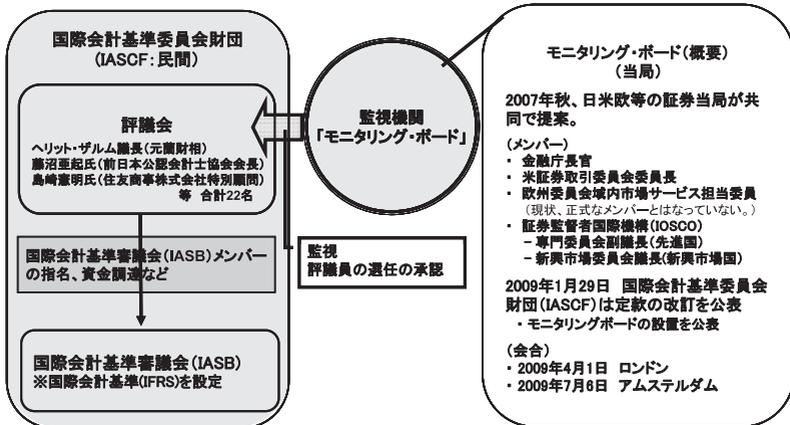
- 一部米国企業(注)に、2010年に提出される財務報告(=2009年12月期)に関し、IFRS使用の選択権を付与。
 - (注)各産業の時価総額上位20社(外国企業を含む)の大半がIFRSを使用している産業において、当該20社に入る米国企業。
- IFRS選択的適用の条件(本文では、以下2案を併記)
 - A. 適用時において、IFRS1号(IFRSの初度適用)の規定に従い、IFRSへの変更の影響(1年分)を開示する。
 - B. 米国基準に従った財務情報(非監査)を(移行時だけでなく)毎期、3年分記載する。
 - 規則案では、案Bを提案。

2014年以降の段階的な強制適用

- 2014年度からの段階的適用(注)を念頭に、米国企業に対する国際会計基準(IFRS)の使用の義務付けを行うかどうかを2011年に決定
 - (注)2014年～ 大規模早期提出会社(株式時価総額7億ドル以上)
 - 2015年～ 早期提出会社(株式時価総額7500万ドル以上)
 - 2016年～ その他公開企業
- その際、それまでの要件(マイルストーン)の進捗状況を踏まえて決定。
 - (注)IFRSの基準内容の改善、投資家や会計士等の教育・訓練、国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンス・資金調達等
 - なお、IFRS基準設定プロセスへの監視は、モニタリング・グループを通じた間接的なものになることに言及。
- コメント期間は、官報掲載後150日間(4月20日)

8

国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンス改革



9

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」
(平成21年6月30日・企業会計審議会)の概要①

1. 我が国企業へのIFRS適用に向けた基本的考え方

- 投資者にとって財務報告の品質や国際的な比較可能性の向上、企業や監査人、我が国金融資本市場の国際的競争力の強化など
- 我が国企業に対してIFRSに基づく財務諸表の法定開示を認め、将来的にはIFRSに移行すべき



国際会計基準 (IFRS)の適用

- 2010年3月期：国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に任意適用。
2012年頃：上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非を判断。



諸課題の達成状況等を十分に見極める必要

- ◇ IFRSが我が国企業の実態も適切に反映したものになっているか。
- ◇ 我が国の会計関係者は、IASBに積極的・効果的に意見発信を行っているか。
- ◇ IFRSが迅速に日本語に翻訳されるようになるのか。
- ◇ IFRSの教育・研修が十分に行われるのか。

10

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」
(平成21年6月30日・企業会計審議会)の概要②

2. IFRS適用に向けての諸課題

- 我が国会計基準が国際的に高品質であることが認知され続けるよう、コンバージェンスを継続していくことが不可欠
- ASBJに我が国における最高レベルの人材や会計に関する知見を結集することが不可欠
資金的基盤についても、幅広い市場関係者による安定的な財源を確保が重要
IASBの基準設定の早期の段階からIASBに対して積極的かつ効果的な意見発信を行っていくことが重要
- IASCFのガバナンス改革
- 投資者、作成者、監査人、当局、教育関係者、市場開設者をはじめとする関係者におけるIFRSに対する実務の対応、教育・訓練
 - 会計基準改訂への対応方針・対応状況、適切なマニュアルの策定状況、会計基準(IFRSを含む。)に関する研修の実施状況(外部研修への参加を含む。)を有価証券報告書等の記載事項と位置づけ、提出会社は、これらの情報を開示できるようにする。
 - IFRSに基づき作成された財務諸表の監査に関与する監査人は、IFRSについての一定の教育、研修等を受け、知識、能力及び経験を有していること、IFRSに基づく財務諸表監査を行う監査事務所は、教育・研修、業務の実施、審査等の方針設定等を含めた体制整備を行うことが必要である。

11

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」
(平成21年6月30日・企業会計審議会)の概要③

3. 任意適用

(1) 任意適用の対象

以下の条件の全てを満たす上場企業の連結財務諸表

- ① 継続的に適正な財務諸表が作成・開示されていること
- ② IFRSによる財務報告について適切な体制を整備していること
- ③ IFRSに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示すること
- ④ 国際的な財務活動又は事業活動を行っている企業

(2) 並行開示

- 導入初年度における開示(前年度及び当年度財務諸表各1年分)に限定(導入初年度の並行開示(旧基準に基づく当年度分)については、監査人の監査の対象としない)。
- (継続的な並行開示に代えて、)IFRSと我が国会計基準の重要な数値的な差異の注記にとどめる。

(3) 適用するIFRS

IASBが作成したIFRSをそのまま適用する。

(4) 時期

2010年3月期の年度の連結財務諸表から

(5) 個別財務諸表の取扱い

日本基準に基づき作成。

ただし、連結対象会社を有さず連結財務諸表を作成していない上場企業：我が国の会計基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報として監査を受けたIFRSによる個別財務諸表を作成・開示できる。

12

IFRSを任意適用できる企業の範囲

国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として下記の全ての要件を満たすもの(以下「特定会社」という。)が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、国際会計基準(公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの(指定国際会計基準)に限る。)に従うことができる。

○次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- ① 発行する株式が、金融商品取引所に上場されていること又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されていること。
- ② 有価証券報告書において、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みに関する記載を行っていること。
- ③ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。
- ④ 会社、その親会社又はその他の関係会社が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - イ. 外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。
 - ロ. 外国金融商品市場の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。
 - ハ. 外国に連結子会社(連結決算日における資本金の額が20億円以上のものに限る。)を有していること。

13

我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)(抜粋)①

二・2・(2) IFRS適用に向けた課題
④ IFRSに対する実務の対応、教育・訓練

IFRSや米国基準などの国際的な会計基準に対する投資者、作成者、監査人など関係者の知識・理解は、これまでのコンバージェンスの議論を通じて着実に深まってきているものと考えられる。

しかしながら、IFRSそのものを我が国企業が適用して財務報告を行う場合には、コンバージェンスとは異なり、我が国の関係者がIFRSを理解し、使いこなすことができることが不可欠であり、各関係者は、以下のような課題に積極的に取り組む必要がある。

なお、任意適用の段階であっても、IFRSの教育、研修、教材等の整備に向けた取組みが着実に進みつつあること及び投資者・作成者・監査人・当局等の関係者もIFRSの理解の向上に取り組みつつあることを確認しておく必要がある。

⋮

14

我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)(抜粋)②

④ IFRSに対する実務の対応、教育・訓練

ロ. 作成者

これまでもコンバージェンスに伴う基準改訂を的確に理解し、適切な財務報告を確保するため研修・教育、新基準の各企業の実情に応じた適用のあり方の検討、実務を踏まえた基準設定のプロセスのフィードバックなど、積極的な対応が求められてきたものと考えられる。

IFRSを適用するためには、プリンシプル・ベースと言われているIFRS自体を十分に理解し、各自が実務において適切に運用していくことが必要となる。このため各企業において内外のグループ企業全体で適切にIFRSを適用するための各企業における具体的な会計処理や財務報告の諸手続きを定め、それらを支える内部統制やシステムを整備するなど、各般の準備が必要である。

この点に関し、プリンシプル・ベースのIFRSが実務において適切に適用されることを確保するため、財務報告の作成者において、各企業の実情等に応じて、IFRS適用に関する社内の会計処理方法を会計指針(マニュアル)等として具体化し、有価証券報告書等の開示書類においてその考え方や概要を開示することが考えられる。

具体的には、適切な財務諸表作成のための取組みを促す観点から、財務諸表に関する記載事項として、当該取組状況(会計基準改訂への対応方針・対応状況、適切な会計指針の策定状況、会計基準(IFRSを含む。))に関する研修の実施(外部研修への参加)状況を開示できるようにすることが考えられる。

特に、IFRSによる財務報告実務が我が国において確立・普及する前の早期の段階で、IFRSの任意適用を認める場合には、IFRSに基づいて財務報告を行うとする企業は、このような会計指針の作成及び開示を行うことを通じてIFRSに基づく財務報告が適切にできるよう体制整備が図られていることを投資者に示す必要があると考えられる。

なお、企業においてIFRSに精通した人材の育成には、ある程度の時間がかかることが想定されることから、例えば、IFRSに精通した公認会計士や公認会計士試験合格者を積極的に活用することも一つの方法として考えられる。

15

我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)(抜粋)③

IFRSに対する実務の対応、教育・訓練

へ. 市場開設者

前記の投資者、作成者の取組みを促していく上で、市場開設者も、投資者、作成者向けのIFRSについての教育プログラムの提供や、作成者のIFRSへの適用状況の確認等に積極的に取組むことが望まれる。

IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化

IFRSを適用する場合には、IASBにおける基準設定やIASCFのガバナンスに関する我が国からの貢献や意見発信などの様々な局面において、会計基準に関する我が国の国際的なプレゼンスを強化することが重要である。

IFRSを適用している諸外国を見ると、IASBの基準設定プロセスへの情報発信力強化のために、各国の会計基準設定主体の活動を強化している例がある。我が国においても、我が国の会計基準の一層の高品質化及びIFRSに対する意見発信力強化のためには、ASBJに人材等の資源を集める等の機能強化を行うことが不可欠であり、同時に、ASBJ及びIASCFへの拠出金に関する資金的基盤について、幅広い安定的な財源を確保することなどが必要となる。

このためには、幅広い関係者において積極的なサポートが不可欠であり、前記の作成者による適切な財務諸表作成のための取組状況の開示において、企業が、基準設定の議論への参加・貢献(資金拠出を含む)を行っている場合に、その内容を記載事項とすることが考えられる。

また、IASBの基準設定に際しては、その検討の早期の段階からIASBに対して積極的かつ効果的な意見発信を行っていくことが重要である。その際には、ASBJのみならず、作成者、投資者、監査人などの幅広い関係者が我が国以外の関係者とも連携しつつ意見発信を行っていくことが必要であると考えられる。

16

有価証券報告書の記載要領(IFRSに関する取組み状況)

有価証券報告書

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】の冒頭記載

提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。

【特段の取組み例】(開示ガイドライン)

- ・ 会計基準の変更等について的確に対応することができる体制の整備(会計基準の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体(例えば、財務会計基準機構)への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加)。
- ・ 連結財務諸表規則の規定に基づき任意で国際会計基準による適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備(このための社内組織(例えば、情報管理委員会)を設置している場合はその旨も併せて記載すること)。

17

ディスクロージャー制度における最近の諸問題について

「上場制度整備の実行計画2009(速やかに実施する事項)」に基づく上場制度の整備等について(抜粋)

平成21年10月29日
株式会社東京証券取引所

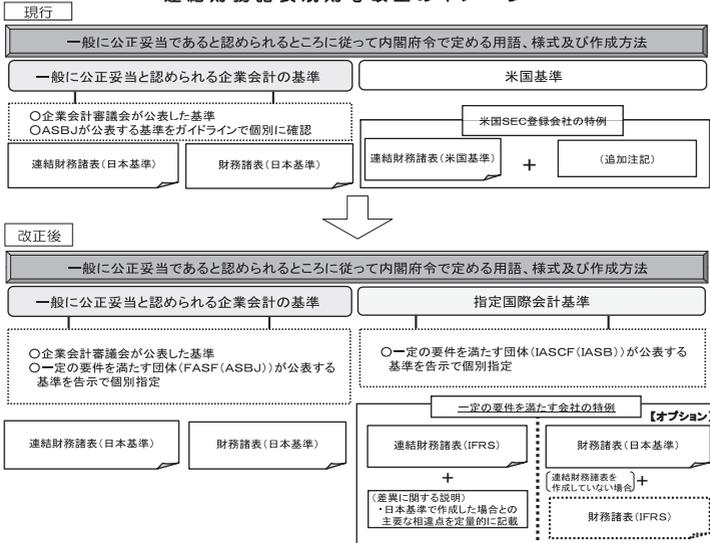
項目	内容	備考
3. その他 (1)IFRS導入に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、会計基準の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体(例えば、財務会計基準機構)への加入のほか、会計基準設定主体等の行う研修への参加など会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。 	<p>※国際会計基準(IFRS)と日本基準とのさらなるコンバージェンスの進行やIFRS任意適用の開始など、上場会社が会計基準等の変更等についての確に対応する必要性が高まってきていることを踏まえたものです。</p> <p>※上場会社は、これまでも財務会計基準機構の加入を求められておりますが、上場規則上明確化する趣旨です。</p> <p>・上場会社は、財務会計基準機構への加入状況(加入していない場合には、加入に向けた考え方)について開示することを求めることとします。</p> <p>※当該開示は、事業年度に係る決算内容の開示の際に行うことを想定しています。なお、現在、財務会計基準機構に加入している会社(2009年9月30日現在2,182社、東証上場会社の約94%)は、決算短信の1枚目に財務会計基準機構の会員マークを表示していることで当該開示に替えることができるものとします。</p> <p>※当取引所としてその状況を公表するとともに上記の開示内容によっては、当該上場会社に対して財務会計基準機構への加入を勧告することができるものとします。</p>

(注)実施時期(予定)

金融庁による認可を前提として、平成21年12月を目途に実施します。

18

連結財務諸表規則等改正のイメージ



19

国際会計基準(IFRS)の特徴

前提 発生主義会計、継続企業の前提（日本基準と同じ）

1. 原則主義(プリンシプル・ベース)

会計基準の適用の細則が示されていないため、基準の趣旨に照らした、企業・会計士のプロフェッショナルとしての判断が求められる。

例：上場株式の減損処理

国際会計基準：著しい価格下落又は長期間にわたる価格下落時に減損（数値基準なし）

（参考）日本基準：50%程度以上下落の場合は減損、30%～50%の下落の場合は、各企業が合理的な基準を設定し回復可能性を判断

2. B/S重視

貸借対照表を重視。資産・負債の各項目について、公正価値（時価）評価の選択をできる場合が相対的に多い。「包括利益」の考え方。

公正価値評価の例

- ① 負債の公正価値評価がオプションとして（選択的に）可能
- ② 投資不動産の公正価値評価、有形・無形固定資産の公正価値による定期的な再評価が選択的に可能
- ③ のれんの非償却（ただし、減損テストあり）

20

財務諸表の表示比較表（日本基準と国際会計基準）

日本基準（損益計算書）	日本基準（貸借対照表）	日本基準（キャッシュ・フロー（CF）計算書）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 売上総利益 営業利益 経常利益 税引前利益 当期純利益 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 資産の部 流動資産 固定資産（有形・無形・投資） 繰延資産 負債の部（流動・固定） 純資産の部 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 営業活動（直説法又は間接法） 投資活動 財務活動 </div>
日本基準との主な相違点 ・日本基準（損益計算書）は「当期純利益」の計算を目的とするが、国際会計基準（包括利益計算書）は「包括利益」の計算を目的とする。 ・「非継続事業からの損失」を継続事業とは分けて表示（日本では区別しない）。 ・国際会計基準では特別損益の表示を認めない。		
国際会計基準（包括利益計算書） （現行） 継続事業からの利益 非継続事業からの損失 当期純利益 その他包括利益（OCI） 包括利益	国際会計基準（財政状態計算書） （現行） 資産（流動・固定） 負債（流動・固定） 資本	国際会計基準（CF計算書） （現行） 営業活動（直説法又は間接法） 投資活動 財務活動

21

国際会計基準(IFRS)と日本基準(慣行)との差異の例

1. 基準の差異の例

1. IFRSにおける研究開発費の無形資産計上

開発局面の支出で、開発を完成させ使用・売却が技術的に可能で、かつ、企業にその意思・能力がある等の要件を満たす場合には、支出額を無形資産として計上。

⇒ 日本基準においては、全て発生時に費用計上。

2. IFRSにおけるのれんの非償却

企業結合時に生じるのれんについては、償却は行わず、毎期減損テストを実施(帳簿価額が回収可能価額を上回っている場合には減損損失を認識)。

⇒ 日本基準においては、20年以内で効果の及ぶ期間にわたり、規則的に償却。加えて、減損の兆候がある場合には、減損損失の認識を検討。

3. IFRSにおける「包括利益」の使用

利益表示において、「外貨換算差額」、「売却可能金融資産の評価差額」等を「その他包括利益」として「当期純利益」に加え、合計額を「包括利益」として表示。

⇒ 日本基準においては、「包括利益」は使用されず、「当期純利益」のみ表示。「為替換算調整勘定」、「その他有価証券評価差額金」等は、純資産の部に直接表示。

2. 慣行の差異の例

IFRSにおける減価償却費の計上

資産ごとの経済的実態に応じて耐用年数、償却方法、残存価額を決定。日本の税法基準とは必ずしも一致しない可能性。

⇒ 日本においては、実務上、税法に準拠する例が多い。

22

国際会計基準(IFRS)を巡る動向

	金融商品	非連結事業体	ガバナンス	単一基準
09年前半	IASB-FASB 金融危機諮問グループ(1月~)		IASCF定款改訂フェーズ1完了(1月)	企業会計審議会 IFRSの取扱いに関する中間報告(案)の公表(2月)
	IASB 開示基準改訂(IFRS7号)(3月)	IASB 認識の中止 公開草案(3月)	モニタリング・ボード・IASCF評議員会 初会合(4月)	
G20 ロンドン・サミット声明 / FSF 報告書 (4月)				
	IASB 公正価値測定 公開草案(5月)	IASB-FASB 連結・認識の中止に関する円卓会議開催(6月)		企業会計審議会 IFRSの取扱いに関する中間報告公表(6月)
		6月8-9日 (於東京)		
09年後半	IASB 分類及び測定 公開草案(7月)	IASB-FASB 金融危機諮問グループ レポート(7月)		
	IASB-FASB 分類及び測定に関する円卓会議開催(9月)	9月8日 (於東京)	IASCF 円卓会議	10月21日 (於東京)
	IASB 減損 公開草案(11月)			
	分類及び測定:最終化(11月)			
	公正価値測定に関する円卓会議(11月)	11月27日 (於東京)		
10年以降	IASB ヘッジ会計 公開草案(10年前半)			
	最終化 ・公正価値測定(10年後半) ・減損(10年後半) ・ヘッジ会計(10年後半)	連結:最終化(10年後半) 認識の中止:最終化(10年後半)	IASCF定款改訂フェーズII完了(10年前半)	ASBJ-IASB IASB-FASB 主要70%が完了(11年6月)

↑ これまでの対応 ↓ 今後の予定

23

会計基準を巡る国際的議論

G20ワシントン・サミット (2008年11月15日:会計基準関連)

以下を各国財務大臣に対し要請。
 ・市場の混乱時において特に、複雑な証券についての、国際会計基準の見直し。

2009年3月31日までの行動計画

- ・会計基準設定主体は、市場の混乱時における、証券の価格評価のガイダンスを強化。
- ・会計基準設定主体は非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に関する脆弱性に対処。
- ・国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化。

中期的措置

- ・世界の主要な会計基準設定主体は、単一の、質の高い国際基準を創設。

G20ピッツバーグ・サミット (2009年9月25日:会計基準関連)

- ・国際会計基準設定主体に対し、その独立した基準設定プロセスの枠内において、単一の質の高い世界的な会計基準を実現するための努力を倍増すること、そして2011年6月までにコンバージェンス(収れん)プロジェクトを完了することを求める。
- ・国際会計基準審議会(IASB)の制度的枠組みは、様々な利害関係者の関与をさらに向上すべきである。

G20ロンドン・サミット (2009年4月2日:会計基準関連)

「回復と改革のためのグローバル・プラン」首脳声明<抜粋>

- ・会計基準設定主体に対し、評価及び引当てに開する基準を改善し、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するため、監督当局及び規制当局と緊急に協働することを求める。

「金融システムの強化に関する宣言」サミット付属文書<抜粋>

- ・我々は、公正価値会計の枠組みを再確認しつつ、会計基準設定主体が、流動性及び投資家の保有期間を踏まえ、金融商品の価格評価の基準を改善すべきであることに合意した。
- ・我々はまた、会計事項に対処する景気循環増幅効果に関するFSFの提言を歓迎する。我々は、会計基準設定主体が、2009年末までに以下のための措置を採るべきであることに合意した。
 - ・金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する。 など

24

国際会計基準における金融商品会計基準の見直し

(2009年から早期適用、強制適用は2013年以降)

- **日本の経営慣行に配慮し、戦略的な投資(持ち合い株式等)**については、評価損益、売却損益のいずれも損益には計上しない。減価会計も適用しない。**配当金**については、公開草案では、純利益に計上しない案であったが、その後の**日本からの意見を踏まえ、純利益に計上**。

(参考) **米**国会計基準審議会(FASB)は、IASBとは異なり、**持ち合い株式も含めた全ての株式について時価評価し、毎期損益に計上**するという、より時価会計を徹底した案を公表。

- **日本の取引実態を踏まえ**、銀行・保険・事業会社が保有する国債の大半は償却原価区分の対象となる。

現行IFRS及び日本基準

金融商品の区分	評価基準	純損益への反映		
		評価差額	減損	売却損益
売買目的保有資産	公正価値	計上	—	計上
売却可能資産(その他有価証券)		計上しない	計上	計上
満期保有投資	償却原価	—	計上	計上

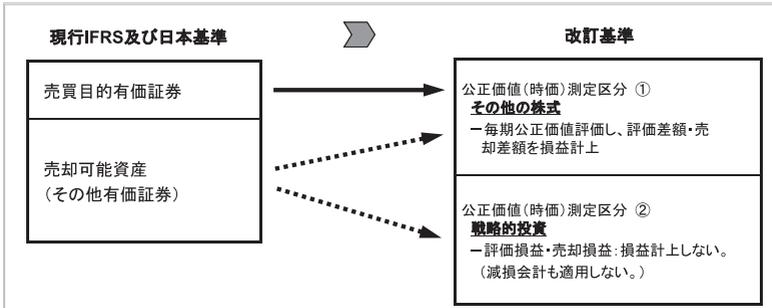
新基準

金融商品の区分		純損益への反映		
		評価差額	減損	売却損益
公正価値測定区分	(株式&債券)その他	計上	—	計上
	(株式のみ)戦略的投資	計上しない	計上しない	計上しない
(債券のみ)償却原価区分※		—	計上	計上

(注)表中の「計上しない」とされた部分の影響はB/Sに直接反映される ※:テイティングルール(満期前売却によるペナルティ)は廃止

25

【株式の取扱い】

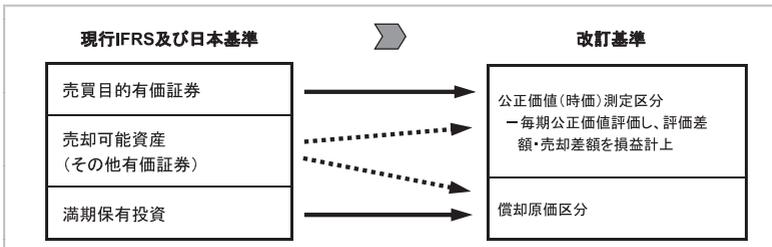


日本の株式持合い慣行を踏まえ、公開草案は**戦略的投資区分**を提案。この区分については、評価損益、売却損益のいずれも損益には計上しない。減損会計も適用しない。配当金については、公開草案では、純利益に計上しない案であったが、その後、日本等からの強い働きかけにより、純利益に計上することとなった。

(参考) **米国**会計基準審議会(FASB)は、IASB案とは異なり、持合い株式も含めた**全ての株式**について時価評価し、**毎期損益に計上**するという、より時価会計を徹底した案を公表。

26

【債券の取扱い】



○「償却原価区分」への分類要件

1. 契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有するビジネスモデル
2. 一定期日における元本の支払及び元本残高に対する利息の支払のみによりキャッシュ・フローが生じる契約条件

銀行・保険・事業会社が保有する債券(銀行の場合はバンキング勘定で保有する債券)の大半は償却原価区分の対象となる。(公開草案に対するIASBメンバーの見解 ⇒ 付録B: 適用指針B4.3, B4.4参照)

“満期保有”ではないことに留意

27

IFRS・FASB案の比較

FASB案では、一部の金融負債を除き、全ての金融資産および負債を時価評価
 ⇒ FRSに比べ、時価会計色が非常に強い

【株式】

- ・IFRSと異なり、FASB案ではすべての株式について評価差額が損益に計上される
 ⇒ 株式の価格変動が常に損益に反映される

【債券】

- ・IFRSと異なり、FASB案では、債券は常に公正価値で評価される。また、評価差額が損益に直接計上されるか、直接計上されなくともOCIへ計上され、リサイクリングが行われる
 ⇒ FASB案の場合、評価益が損益に直接計上される債券の範囲が、IFRSより広い可能性がある

28

我が国企業のカテゴリー

		【連結】	【単体】	
① 上場企業	約3,900社	国際会計基準 の任意適用	日本基準	金商法会計と 会社法会計は同一
② 金商法開示企業 <small>(①以外)</small>	約1,000社	日本基準 <small>連結先行で コンバージョン済</small>		
③ 有価証券報告書提出会社(①、②)以外の 会社法大会社	約10,000社 <small>から</small> <small>(資本金9億円以上、又は負債総額200億円以上)</small>	作成義務 なし	日本基準 <small>(例)簡便法</small>	金 計 士 の 監 査 職 務 な し
④ ①、②、③以外の株式会社	約250万社 <small>から</small> <small>①、②、③に含まれるものを除く</small>		中小指針	

29

